

第 3 次清瀨市環境基本計画

案

清 瀨 市

市長あいさつ

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の経緯	1
2 計画の背景	1
3 計画の目的・位置付け	5
4 計画の主体と各主体の役割	7
5 計画の期間	9
6 計画の対象範囲	9
7 計画の対象地域	10
8 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり	10
9 計画の構成	12
第2章 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題	0
1 清瀬市の概況	0
2 清瀬市の環境の現状と課題	4
3 見直しにあたっての基本的な考え方	16
第3章 清瀬市気候変動適応計画	0
1 計画の基本的事項	0
2 多摩地域の気候変動の現状	2
3 清瀬市において想定される気候変動の影響	7
4 具体的な施策	10
第4章 目指すべき環境未来像と目標・施策	11
1 目指すべき2050年における環境未来像	11
2 未来像を実現するための目標・施策	1
第5章 計画の推進方策	24
1 推進体制	24
2 進行管理	25
資料編	資料1
資料1. 用語集	資料2
資料2. 策定体制	資料9
資料3. 計画策定の経過	資料11
資料4. 市民意識調査	資料12
資料5. 清瀬市環境基本条例	資料17
資料6. ゼロカーボンシティ宣言	資料20

第1章 計画の基本的事項

1 計画の経緯

清瀬市（以下、「本市」という。）においては、環境の保全などに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた、第2次清瀬市環境基本計画（平成28(2016)年3月策定）（以下、「前計画」という。）の計画期間が令和8(2026)年3月末を以て終了します。

また、近年の環境情勢においては、気候変動を原因とする平均気温の上昇及びそれに起因する防災、健康、農業など多方面への影響、プラスチックごみなどの廃棄物や化学物質による環境への影響、そして開発に伴う農地や緑地の減少、生物多様性の低下など、様々な問題に直面しています。

そこで、本市では、このような状況に対応するため、国や東京都（以下、「都」という。）と連携して近年の社会情勢や深刻化・複雑化する環境問題に対し、市民・事業者・市の協働のもと、持続可能なまちづくりに向けて取り組むため、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見据えた、第3次清瀬市環境基本計画（以下、「本計画」という。）の策定を行いました。

2 計画の背景

① 世界の動き

令和5(2023)年の世界の平均気温は、産業革命前（1850-1900年の平均気温）より $1.45^{\circ}\text{C} \pm 0.12^{\circ}\text{C}$ 上昇し、観測史上最高となりました。G7広島首脳コミュニケ（令和5(2023)年5月20日）において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられており、令和5(2023)年7月には国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、日本を含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、森林火災、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。まさに人類は深刻な環境危機に直面しているといえます。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大量絶滅は過去5回発生したものより、種の絶滅速度が速く、その主な原因が人

間活動による影響と考えられています。

さらには、プラスチック製品や有害な化学物質による環境汚染は深刻な問題です。特にマイクロプラスチックとよばれる微細なプラスチック片は、水や大気など、私たちの生活環境のあらゆる媒体に広がっています。このような汚染物質は、水や食物を通じて私たちの健康に影響を与える可能性があり、生態系全体にも悪影響を及ぼすとの懸念が高まっています。



カナダにおける森林火災の様子

出典：令和5年版 環境・循環型社会・
生物多様性白書



プラスチックごみが絡まっているカメ

出典：令和5年版 環境・循環型社会・
生物多様性白書

② 国内の動き

【環境基本計画】

国内の環境の危機に的確に対応するため、令和6(2024)年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機により、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあるとの認識の下、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢が必要であるとし、計画の根幹をなす目的、方針が大きく見直されました。

具体的には、「目指すべき文明・経済社会の在り方」として、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことが掲げられました。その上で、環境政策の最上位の目標に「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング、高い生活の質、経済厚生向上の実現を掲げました。さらに、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を方針とし、「変え方を変える」視点として次の6点が示されました。

第六次環境基本計画における「ウェルビーイング／高い生活の質」を重視した変革の方向性

- ①ストック：ストックである自然資本（環境）の維持・回復・充実
- ②長期的視点：目先ではなく、長期的視点に立った投資
- ③本質的ニーズ：供給者のニーズのみならず、国民の本質的ニーズへの対応
- ④無形資産・心の豊かさ：無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化
- ⑤コミュニティ・包摂性：国家、市場、コミュニティのバランス
- ⑥自立・分散の重視：一極集中・大規模集中型の経済社会システムからの転換

【気候変動対策】

国は、令和7(2025)年2月に地球温暖化対策計画を閣議決定しており、世界全体での1.5°C目標と統合的で、令和32(2050)年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを掲げています。

そして、この新たな削減目標を実現するため、次期NDC（国が決定する貢献）達成に向け、エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的に対策・施策を実施するとともに、対策・施策についてはフォローアップの実施を通じて不断に具体化を進め、柔軟な見直しを図るとしています。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→再資源化事業等高度化法に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボン**その他の**吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

2

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

出典：地球温暖化対策計画の概要（環境省）

③ 東京都の動き

【環境基本計画】

都は、令和 4(2022)年 9 月に策定した東京都環境基本計画において、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指しています。

都民の健康と安全を守り、持続可能な都市を実現するための中長期的な環境政策の指針として、4つの戦略に基づいて各種施策の推進を掲げており、特に戦略 1 では「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すとともに、再生可能エネルギーの活用拡大や脱炭素社会への移行を加速する施策を示しています。また、SDGs の理念に基づき、誰一人取り残さない社会の構築を目指し、行政・事業者・都民が連携する取組を重視しています。

【気候変動対策】

都は、気候危機の深刻化や社会情勢などの大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を令和 7(2025)年 3 月に策定しました。

同戦略では、あらゆる取組を戦略的に展開し、世界のモデルとなる「脱炭素都市」の実現を目指し、令和 17(2035)年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減（平成 12（2000）年比）する新たな目標と、その達成に向けた再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、水素エネルギーの普及拡大、サーキュラーエコノミーへの移行などの政策分野における 31 の個別目標が示されています。

また、令和 6（2024）年 3 月に気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として「東京都気候変動適応計画」を改定し、5つの基本戦略を示すとともに、適応策の強化に向けたロードマップとして、令和 32(2050)年の目指すべき姿及び令和 12(2030)年に向けた目標が示されています。

3 計画の目的・位置付け

1) 計画の目的

本計画は、「環境基本法」に定める地方公共団体の責務（第7条）及び地方公共団体の施策（第36条）の規定に沿うものです。

「清瀬市環境基本条例」（以下「条例」という。）第7条を根拠とし、第3条で示されている基本理念を実現するため、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

清瀬市環境基本条例

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを目指して、すべてのものが協働することによって行うものとする。

3 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進するものとする。



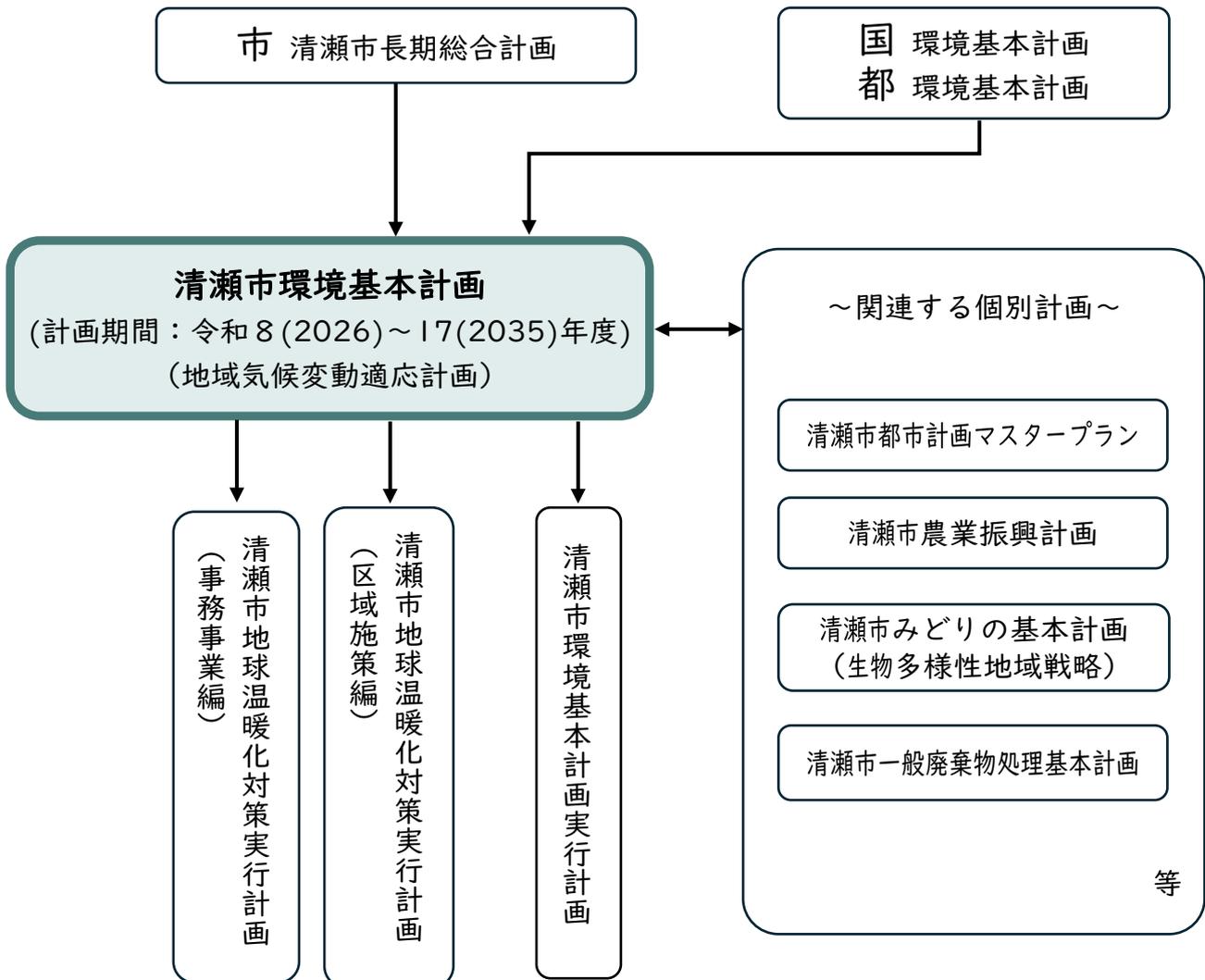
市内の雑木林の様子

2) 計画の位置付け

本計画は市の最も重要な計画であり、まちづくりの羅針盤となる「第5次清瀬市長期総合計画（以下「清瀬市総合計画」という。）」を環境面から総合的かつ計画的に推進する計画であり、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

本計画に基づき、市や市民、事業者の協働によって施策を推進することで、良好な環境を保全、創造するとともに、本市のまちづくりの基本理念である「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」及び将来像の一つである「安全・安心・快適に暮らせる きよせ」の実現を目指します。

なお、本計画は気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を含んでいます。



計画の位置づけ

4 計画の主体と各主体の役割

1) 主体の提示

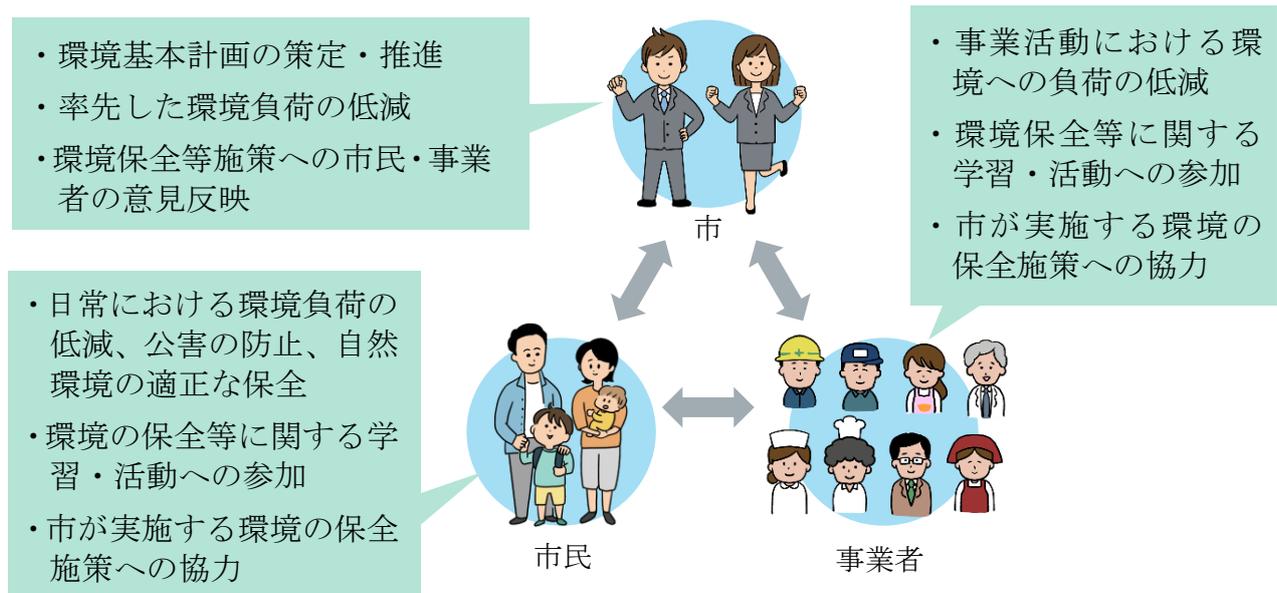
本計画の推進主体は、条例第4条から第6条に提示しているとおり「市」「市民」「事業者」の三者とします。

2) 各主体の役割の提示

前述した各主体の役割は、条例第4条から第6条に基づき、以下に示すとおりとします。

表 各主体の役割

主 体	役 割
市	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境基本計画を策定し、計画を推進すること ✓ 自ら率先して環境への負荷の低減に努めること ✓ 環境の保全などに関する施策に市民及び事業者の意見を反映するように取り組むこと
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めること ✓ 環境の保全などに関する学習及び活動に積極的に参加すること ✓ 市が実施する環境の保全などに関する施策に協力すること
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全に資するために必要な措置を行うこと ✓ 事業活動を行うに当たって、製品の使用や廃棄などによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、そのために必要な情報の提供にも努めること。 ✓ 環境の保全などに関する学習及び活動に積極的に参加すること ✓ 市が実施する環境の保全などに関する施策に協力すること



清瀬市環境基本条例における各主体の役割（抜粋）

清瀬市環境基本条例

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施するものとする。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、今後の環境や社会情勢の変化、上位計画の改定などへの整合の必要が生じた場合には、市民・事業者の意見及び清瀬市環境審議会の意見を参考に、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の対象範囲

本計画の対象範囲については、地球温暖化やエネルギー問題に関する気候変動分野、ごみ問題をはじめとした廃棄物・資源循環分野、緑の保全や生物多様性などに関する自然共生分野、都市環境や生活上の問題に関する安全・安心・快適分野、教育や情報提供などに関する人づくり・協働分野の5つの分野で捉えています。

対象分野	対象範囲
気候変動	気候変動対策、気候変動への適応、エネルギー施策など
廃棄物・資源循環	資源循環、廃棄物の適正処理など
自然共生	緑地、農地、公園、河川、生物多様性、自然景観など
安全・安心・快適	大気、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質など
人づくり・協働	環境教育、環境学習、環境情報、連携など

7 計画の対象地域

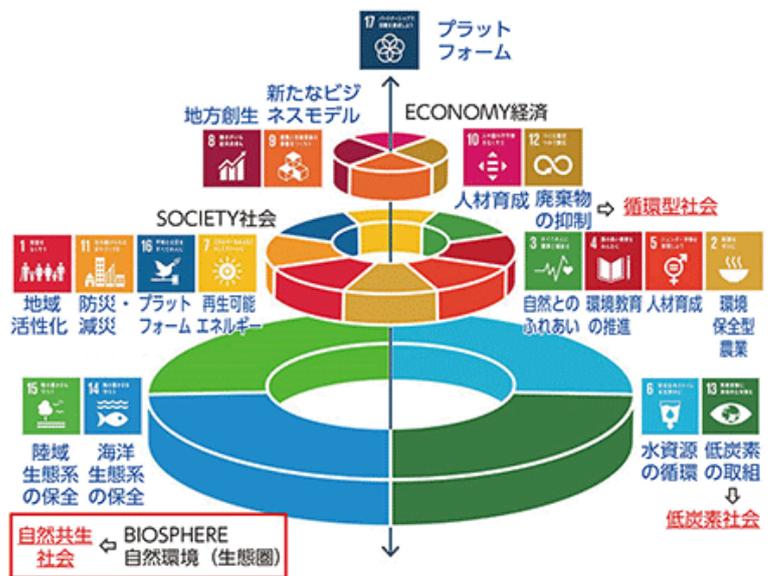
本計画の対象地域は、清瀬市全域とします。ただし、市域を超えた広域的な対応が必要な場合は、都や近隣市と連携しながら施策の推進を図っていきます。

8 持続可能な開発目標 (SDGs) との関わり

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12(2030)年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

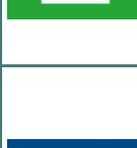
この SDGs は、環境に関連する内容が多く含まれています。環境基本計画の目標である気候変動、廃棄物・資源循環、自然共生などの分野については SDGs の目標とともに深く関わりがあるため、環境基本計画の取組を進めて行くことが SDGs の実現に貢献をされると考えられます。この SDGs の全体像を理解するための概念図の一つとして示されている「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

なお、本市は令和 6 (2024)年 5月に SDGs の理念に沿った取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に優れた取組を提案した自治体として、内閣府から「SDGs 未来都市」として選定を受けており、「SDGs でつなぐ花と緑が生み出す選ばれるまち清瀬」と題して様々な取組を推進しています。



SDGs のウェディングケーキモデル
出典：令和 5 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

目標	内容
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。

目標	内容
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGs の 17 のゴールの説明

出典：国連広報センター

9 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までで構成し、第1章に計画の経緯や背景、目的などの基本事項、第2章に環境面における現状と課題、第3章に適応計画の基本的事項や気候変動の状況、第4章に本市が目指すべき環境未来像、またこれを達成するための施策、第5章に計画の推進体制、進行管理を示しています。

第1章	計画の基本的事項	計画の経緯、背景、目的、位置付け、各主体の役割、期間、対象範囲、などの基本事項
第2章	清瀬市を取り巻く環境の現状と課題	本市の概況、環境面における現状と課題、見直しにあたっての基本的な考え方
第3章	清瀬市気候変動適応計画	適応計画の基本的事項、気候変動の状況
第4章	目指すべき環境未来像と目標・施策	本市が目指すべき環境未来像、未来像を実現するための基本方針、基本施策、数値目標など
第5章	計画の推進方策	計画の推進体制、進行管理



金山緑地公園のサクラ

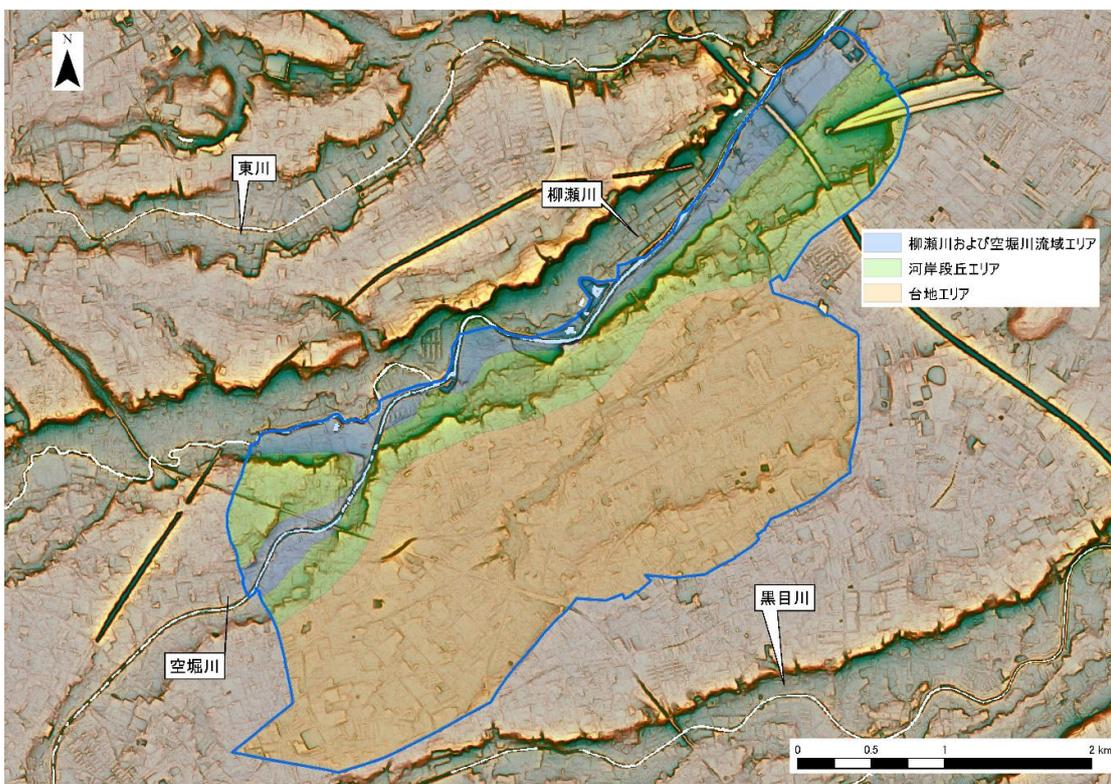
第2章 清瀬市を取り巻く環境の現状と課題

1 清瀬市の概況

1) 地理的条件

本市は武蔵野台地の東北端手前約 15 km 付近、東京都心から 20～25km の距離に位置し、埼玉県新座市、所沢市、東京都東村山市、東久留米市と隣接しています。都心のベッドタウンとして発展してきましたが、緑被率が 36.9%（令和元(2019)年度）と、近隣市と比較して緑を多く残しています。また、市内を柳瀬川、空堀川の両河川が流れており、こうした水と緑の自然環境は市民の生活に彩りとうるおいを与えています。

本市の位置する武蔵野台地の基盤は、古多摩川がつくった大きな扇状地で、その扇の要は青梅市付近にあり、東に大きく開き、本市市域は南西から北東方向にかけてゆるく傾斜しています。東村山市と接する竹丘付近の標高は約 65m、埼玉県と接する下宿付近では約 20m 以下となり、比較的平坦な武蔵野台地のなかでわずか 6.5km の間に約 40m の高低差があることとなります。これは、本市の大半は平坦な地形ですが、市の北部と西部を流れる柳瀬川及び空堀川により台地部が削られ、いわゆる河岸段丘を形成していることに起因します。



清瀬市の地形

出典：清瀬市みどりの基本計画

2) 社会的条件

① 人口・世帯数

令和7(2025)年(1月1日時点)の人口総数は75,011人、世帯数は37,538世帯となっており、ともに増加傾向です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、令和7(2025)年で2.00人となっています。

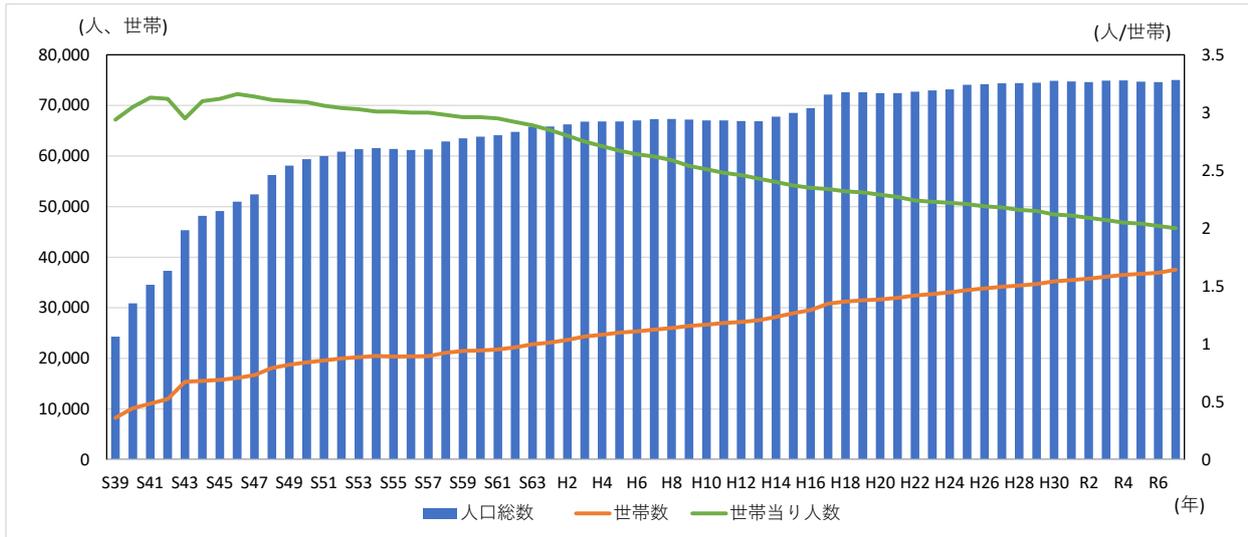


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

出典：清瀬市 HP>年別の人口と世帯数の推移 (昭和39(1964)年から)

本市の将来人口推計をみると、本市の人口は今後緩やかに減少すると推測しており、令和47(2065)年には、およそ68,985人となり、令和3(2021)年と比較して約8%減少すると推計しています。

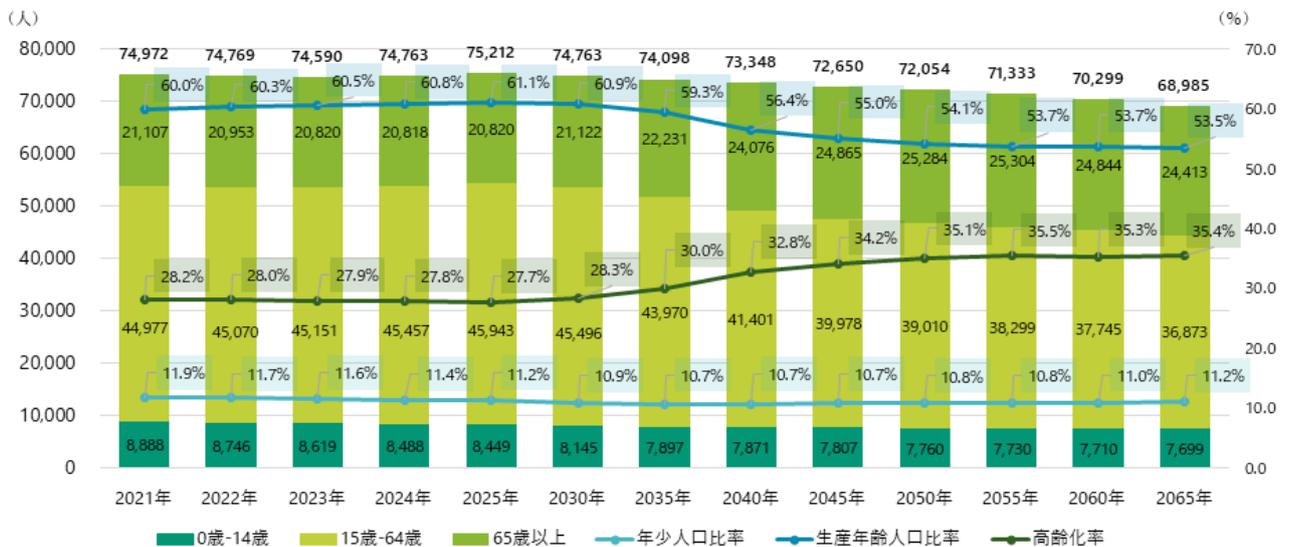


図 本市の将来人口推計

② 土地利用

本市の令和 5(2023)年における固定資産税の対象となる土地面積※ (5.9 km²) についてみると、宅地が 63.7%を占めており、令和元(2019)年より 2.1 ポイント上昇しました。畑は令和元(2019)年より 1.7 ポイント下降し、山林・雑種地は 0.2 ポイントの変動幅で下降しています。

※国・公有地、公共用地、墓、道路、用水路、溜池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地は除く。

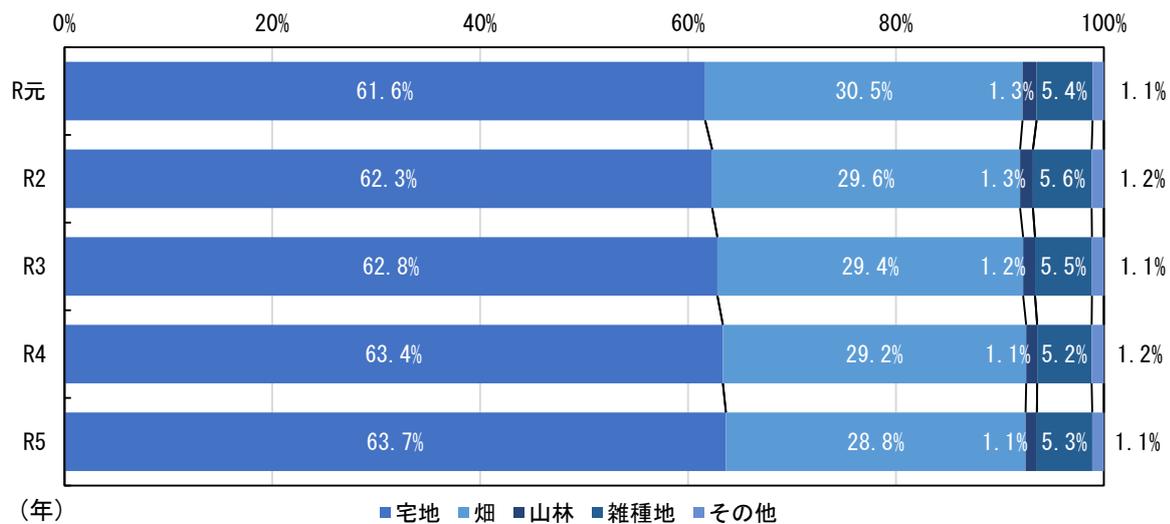


図 土地利用の割合

出典：東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」



図 市街地と隣接する農用地

③ 産業動態

本市の産業別の従業員数は、令和 2(2020)年度において、第三次産業(サービス業など)が最も多く、減少傾向が続いた平成 27(2015)年度から 1,428 人増加しています。一方、第二次産業(製造業など)は 2 番目に多いものの、その割合は減少傾向にあります。第一次産業(農業など)は最も少なく、平成 17(2005)年度から 182 人減少しています。

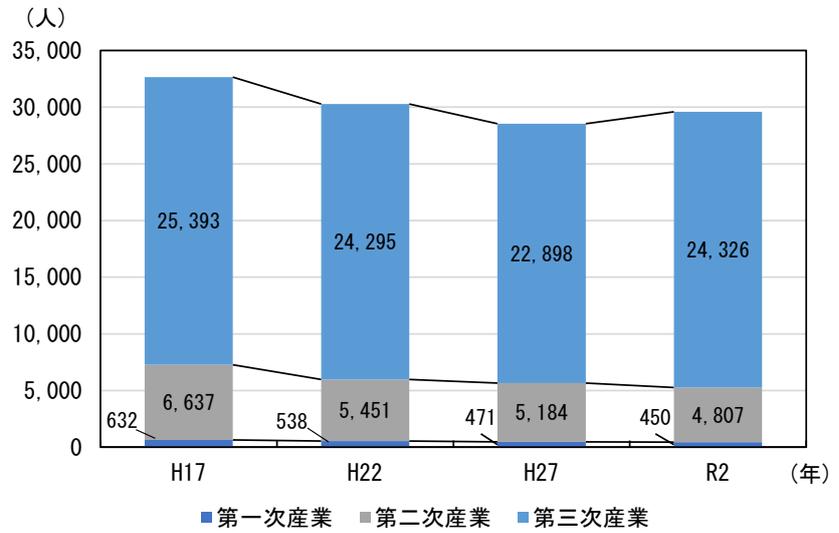


図 産業別従業員数の割合

出典：国勢調査

本市における業種別の売上高は、「製造業」「医療、福祉」「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」で大きい傾向があります。また、業種別の売上高の割合を東京都及び全国と比較すると、「医療、福祉」及び「運輸業、郵便業」の割合が大きく、一方で「卸売業、小売業」の割合が小さくなっています。

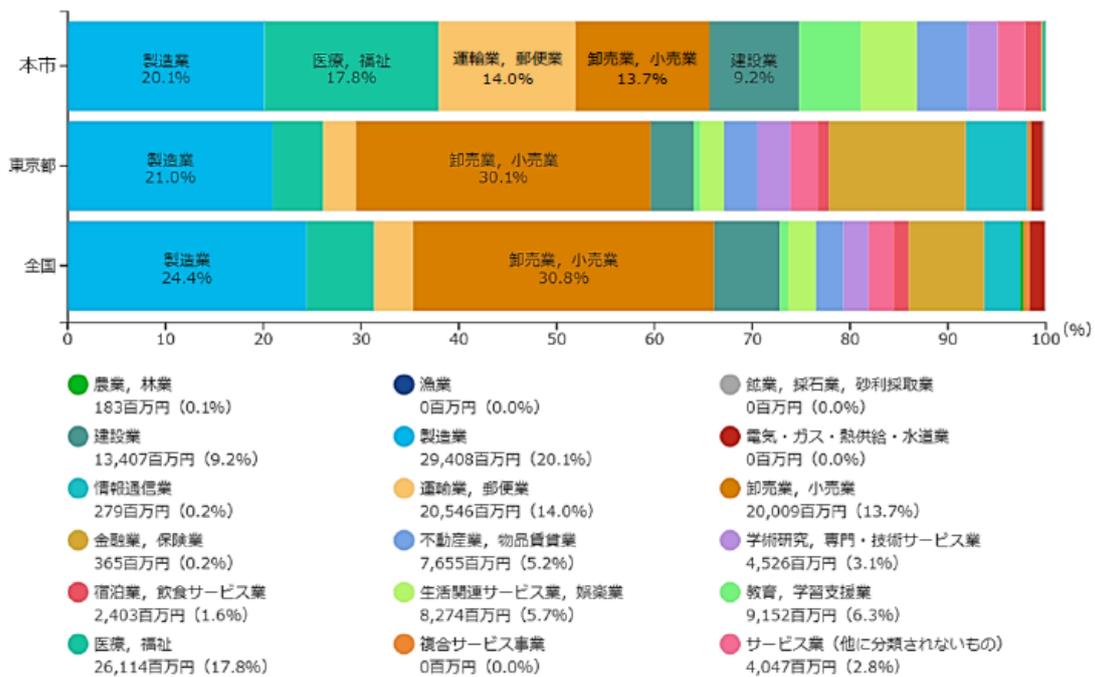


図 清瀬市における各業種の売上高

出典：内閣官房及び経済産業省「地域経済分析システム (RESAS)」

2 清瀬市の環境の現状と課題

1) 「気候変動」に関連する事項

市では、温室効果ガスを削減するため、市域全体を対象とした地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び市の事務事業を対象とした地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しており、計画的に取り組を進めています。さらに、令和4(2022)年清瀬市議会第2回定例会における市長の所信表明において、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「清瀬市ゼロカーボンシティ」を宣言し、各種取組を進めています。

■ 区域施策編

市域全体の温室効果ガス排出量について見ると、年度によって増減していますが、近年では平成25(2013)年度から減少傾向となっており、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である令和4(2022)年度は235千t-CO₂でした。

令和4(2022)年度の排出量について、基準年度である平成25(2013)年度の排出量と比較すると、14%減少となっています。

清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、中期目標として令和12(2030)年度に、平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量46%削減、長期目標として令和32(2050)年度までに、温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指しており、今後大幅な削減を図る必要があります。

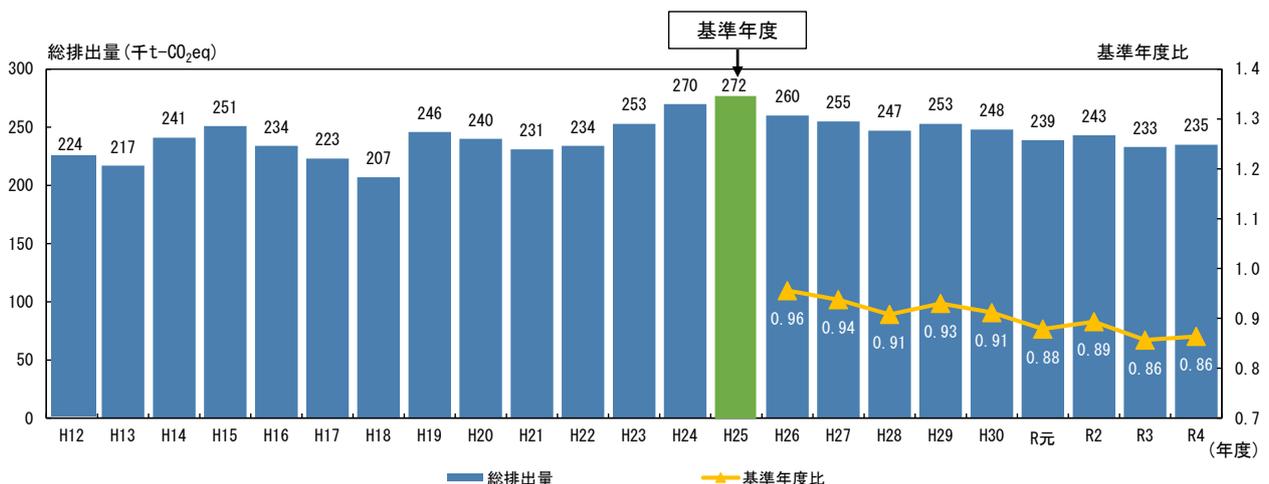


図 本市の温室効果ガス排出量の推移

出典：ECO ネット東京 62 多摩地域温室効果ガス排出量算出結果

※温室効果ガス：大気圏内にあり、赤外線を吸収することにより温室効果をもたらす気体。二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の7種類を指す。

■ 事務事業編

市は、事務事業における温室効果ガスの排出削減に率先して取り組み、進捗管理を行う必要があるため、平成 29(2017)年 2 月に「清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定して市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を進め、令和 4 (2022)年 3 月には「清瀬市第 2 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」(以下、「第 2 次事務事業編」)を策定し、更なる排出削減を進めています。

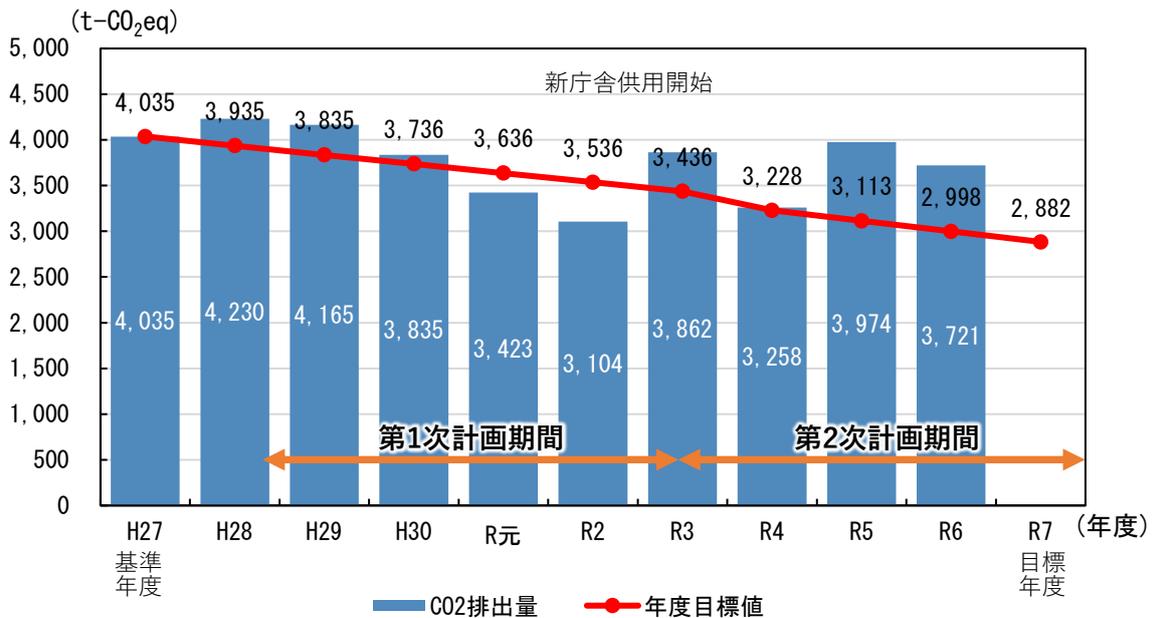


図 市の事務事業における CO₂ 排出量の推移

■ 再生可能エネルギー

市域全体の令和 5 (2023)年度における再生可能エネルギー導入状況^{※1} を以下に示します。再生可能エネルギー導入容量は 6,349kW であり、内訳としては 10kW 未満の太陽光発電が 87%を占め、残り 13%が 10kW 以上の太陽光発電となっており、その他の再生可能エネルギーは導入されていません。

導入容量累積の経年変化について見ると、平成 26(2014)年度から令和 5 (2023)年度までの 9 年間で導入量が 2.2 倍に増加しました。太陽光発電 (10kW 未満) の導入件数の累積が同 9 年間で 2.0 倍となっていることから、1 件あたりの容量が大型化していることがわかります。

また、対消費電力 FIT 導入比^{※2} をみると、令和 5 (2023)年度は 3.0%となりました。

※1 FIT 制度で認定された設備のうち買取りを開始した設備の導入容量

※2 区域の FIT 制度による再生可能エネルギーの発電電力量を、区域の電気使用量で除した値

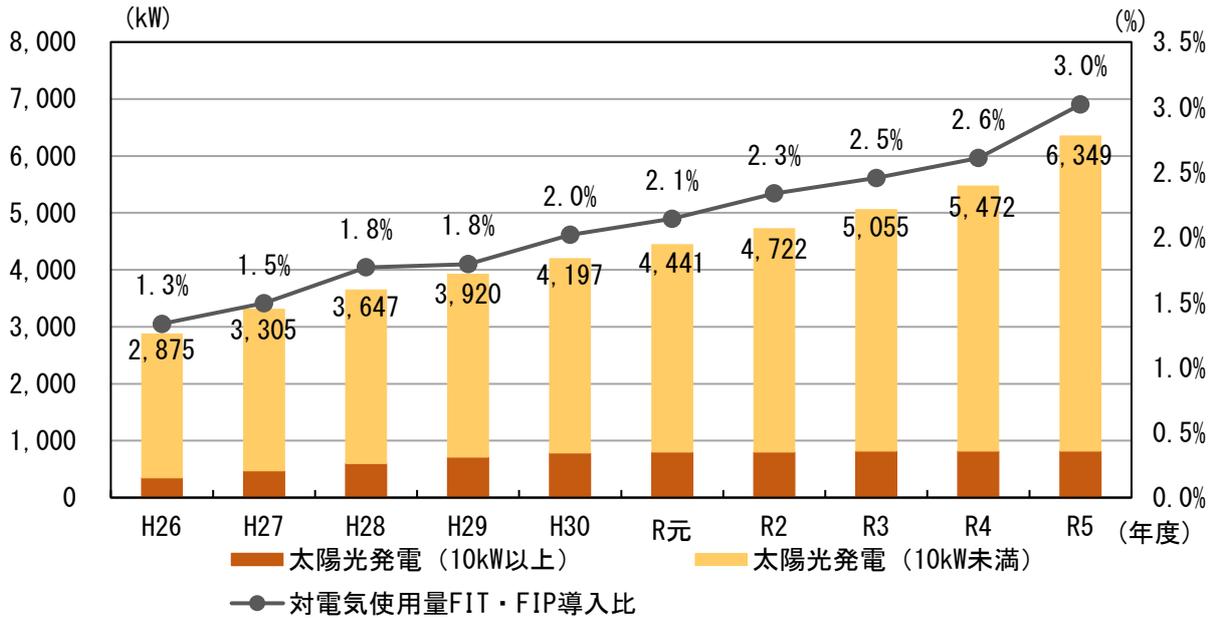


図 清瀬市内の再生可能エネルギーの導入設備容量の累積推移
出典：環境省自治体排出量カルテ

かんきょう豆知識

再生可能エネルギーの導入について

日本の再生可能エネルギー電力比率は約 21.9%（令和 4(2022)年度）で、再エネ発電導入容量が世界第 6 位、太陽光発電導入容量が世界第 3 位と高い導入実績です。しかし、再エネは天候により発電量が変動するため、安定供給には蓄電池や他の電源との併用が必要になります。

本市においては、地域特性上、風力やバイオマスといった太陽光発電以外の再エネ導入がむずかしく、このためすでに導入が進んでいる、あるいは今後も導入が見込まれる太陽光発電を最大限に活かし、発電した電力を蓄電池に貯蔵して必要な時に利用することが鍵となります。

一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観などについて、地域の懸念が顕在化した例もあることから、こうした懸念に適切に対応しつつ、地域と共生した再エネの導入に取り組むことが必要です。

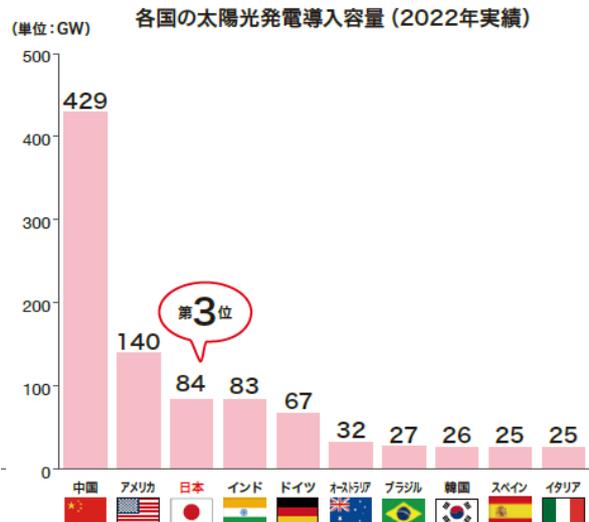


図 各国の太陽光発電導入容量

出典：日本のエネルギー（資源エネルギー庁）

2) 「廃棄物・資源循環」に関連する事項

■ ゴミ処理の状況

本市における家庭系ごみの収集量の推移についてみると、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度にかけては 11,500t 前後で横ばいに推移していましたが、令和 3(2021)年度以降家庭ごみは減少しており、令和 5(2023)年度における収集量は 10,118t、市民 1 人 1 日あたりの収集量は 371g/人・日となっています。理由として、令和 2(2020)年度に一般廃棄物処理手数料の改正を行ったことで適切な分別が進み、資源化できるごみが増加したことが挙げられます。また、同年度に従来のステーション収集から「戸別収集」を導入したことで搬出方法が明確化し、適正搬出が促進されたことが全体の収集量の減少に寄与していると考えられます。

令和 5(2023)年度の多摩地域における 1 人 1 日あたりの総ごみ量についての比較をみると、多摩地域 30 市町村の中で 9 番目に少なくなっています。

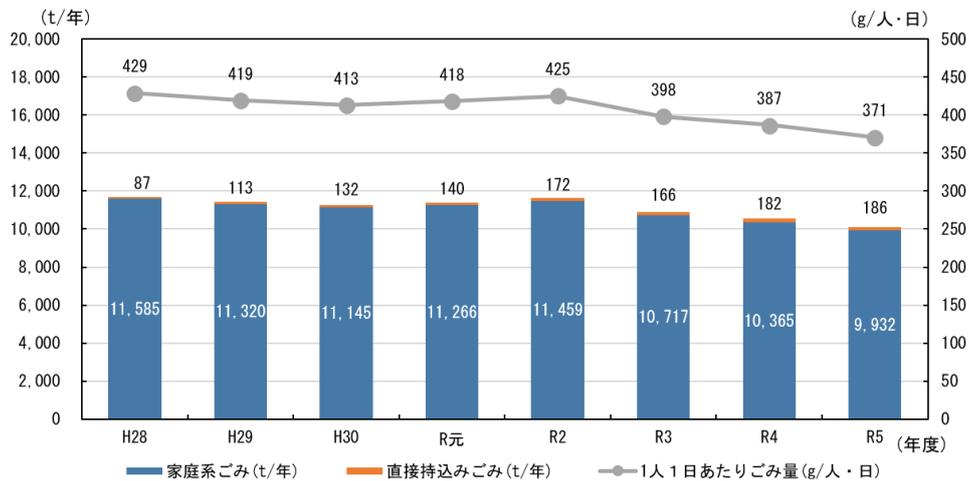


図 家庭系ごみ収集量の推移

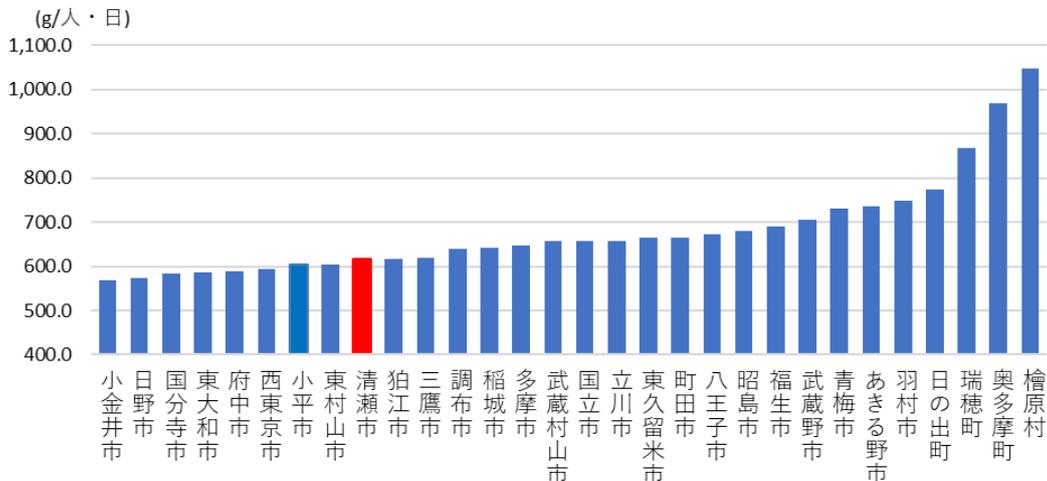


図 多摩地域における 1 人 1 日あたりの総ごみ量の比較

出典：多摩地域ごみ実態調査 2023 年度統計

■ 分別・資源化の取組

資源化率について、本市と他の多摩地域の自治体を比較すると、本市は多摩地域 30 市町村の中で 11 番目に資源化率が高くなっています。

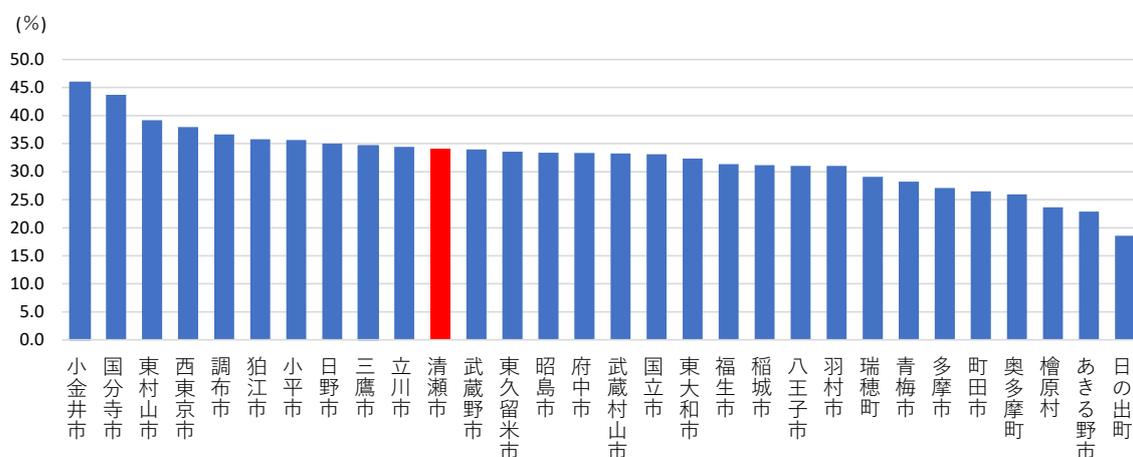


図 多摩地域における資源化率の比較 (総資源化率)

※ごみ資源化率= (資源ごみからの資源化量+収集後資源化量)÷総ごみ量

出典：多摩地域ごみ実態調査 2023 年度統計

本市は市民のごみ分別作業を支援し、資源化を促進するため、市ホームページ上でごみの出し方や分別方法を検索できる「清瀬市ごみ分別辞典 (ごみサク)」、居住地の収集日程やごみ分別方法などを検索できる「ごみ分別アプリ」の提供を行っています。

その他、家庭ごみのうち約 17% を占めている生ごみの減量・資源化を目的とした生ごみ処理機の普及、また事業者との連携によるペットボトルから再度ペットボトルに生まれかわる「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業、家庭から出た廃食用油を石鹸やインク原料などに活用し、将来的に再生航空燃料 (SAF) の製造プラントの原料として使用する廃食用油リサイクル事業などに取り組み、資源化を推進しています。



スプラッシュ画面



ホーム画面

ごみ分別アプリの画面



廃食用油の収集ボトル

3) 「自然共生」に関連する事項

■本市の生態系の特徴

本市の生態系の特徴について、本市の地形の観点から、「台地エリア」「柳瀬川及び空堀川の流域エリア」「河岸段丘エリア」の3つのエリアで区分し、その特徴とともに、それぞれのエリアの概要について以下に示します。

台地エリア

このエリアは古多摩川がつくった扇状地で比較的平坦な地形をなし、様々な人間活動に利用されてきた地域です。このエリアの代表的な植生として雑木林が挙げられますが、その多くが開発などによって失われてしまったことから、松山緑地保全地域、御殿山緑地保全地域、中里一丁目緑地など残された緑地の保全活動が進められてきました。

その他にも、梅園・竹丘の病院街と呼ばれる地域における病院環境の維持のために植栽された植物や、けやき通りに代表される街路樹の並木や屋敷林など、市街地のなかにも貴重な緑が残されています。



柳瀬川及び空堀川の流域エリア

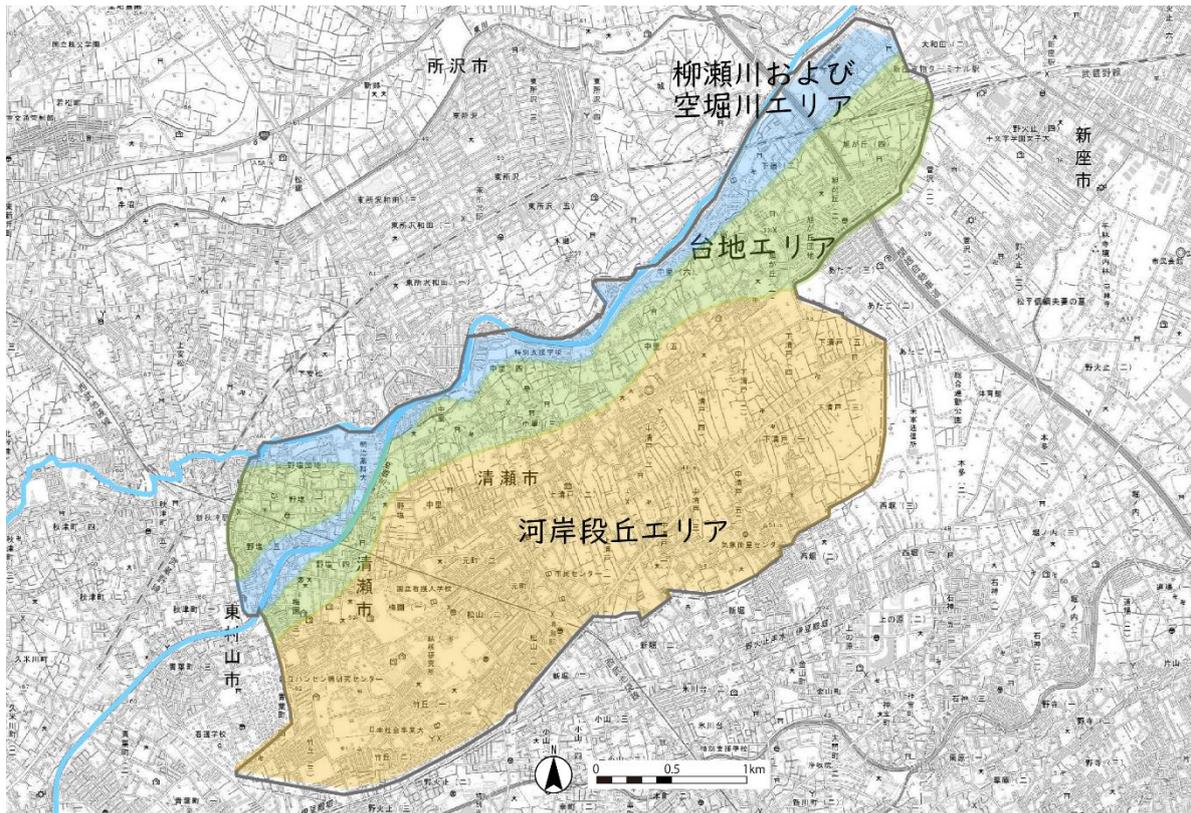
柳瀬川と空堀川の一部は、柳瀬川回廊として整備され、豊かな自然の水辺環境が残されてきており、多くの生きものが生息するスポットが存在します。特に、柳瀬川の洪水対策を目的に整備された金山調節池は、様々な植物や水生生物が生育する湿地として整備されて、市内最大のビオトープとなっています。



河岸段丘エリア

武蔵野台地と河川域が接する部分となり、面積的には小さいながら、市内で最も生物多様性が豊かな地点であり、傾斜地で開発を免れたことにより、広範囲にかけて連続した樹林が残っています。なかでも中里緑地保全地域は自然度の高い地域であり、国内有数の貴重な植生が見られます。また、段丘崖の下部からは湧水の流出が見られる箇所があり、その環境に適応した様々な植物の生育を見ることができます。





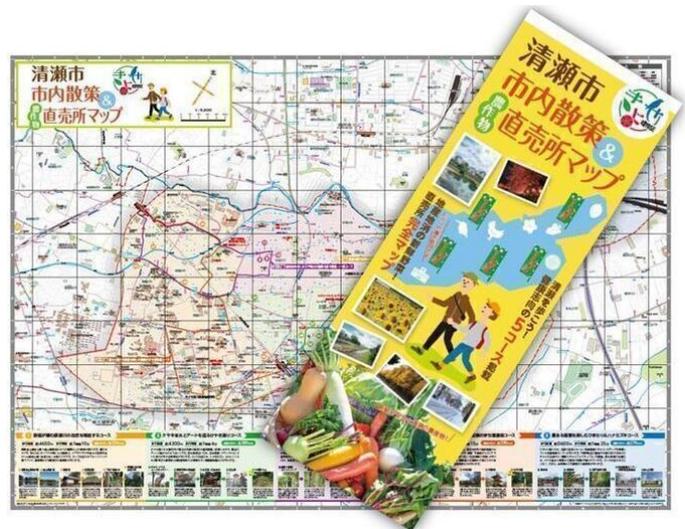
エリア区分図

■農業

市内の作付け延べ面積は211ha(令和4(2022)年度)となっており、このうち野菜が82.5%を占め、次いで果樹が5.6%となっており、作付面積は上位から面積順にホウレンソウ、ニンジン、スイートコーン、サトイモ、キャベツとなっています。

また、市では、相続などにより小規模化・分散化してしまった農地や、農業従事者の高齢化などにより労働力が不十分な農地について、今後も継続して農地として活用できるように、他の農業者への貸借や、市民農園などでの活用を行っています。

また、市域内で育てられた農産物を市内で消費する地産地消の取組は、市内の農業の担い手の支援はもとより、農地の保全、農作物を輸送する際にかかるエネルギー使用量の削減など環境保全にもつながることから、地場産農産物のPRや直売、市内の農家が開設している農産物直売所の情報のマップ化などを行っています。



清瀬市市内散策&農作物直売所マップ

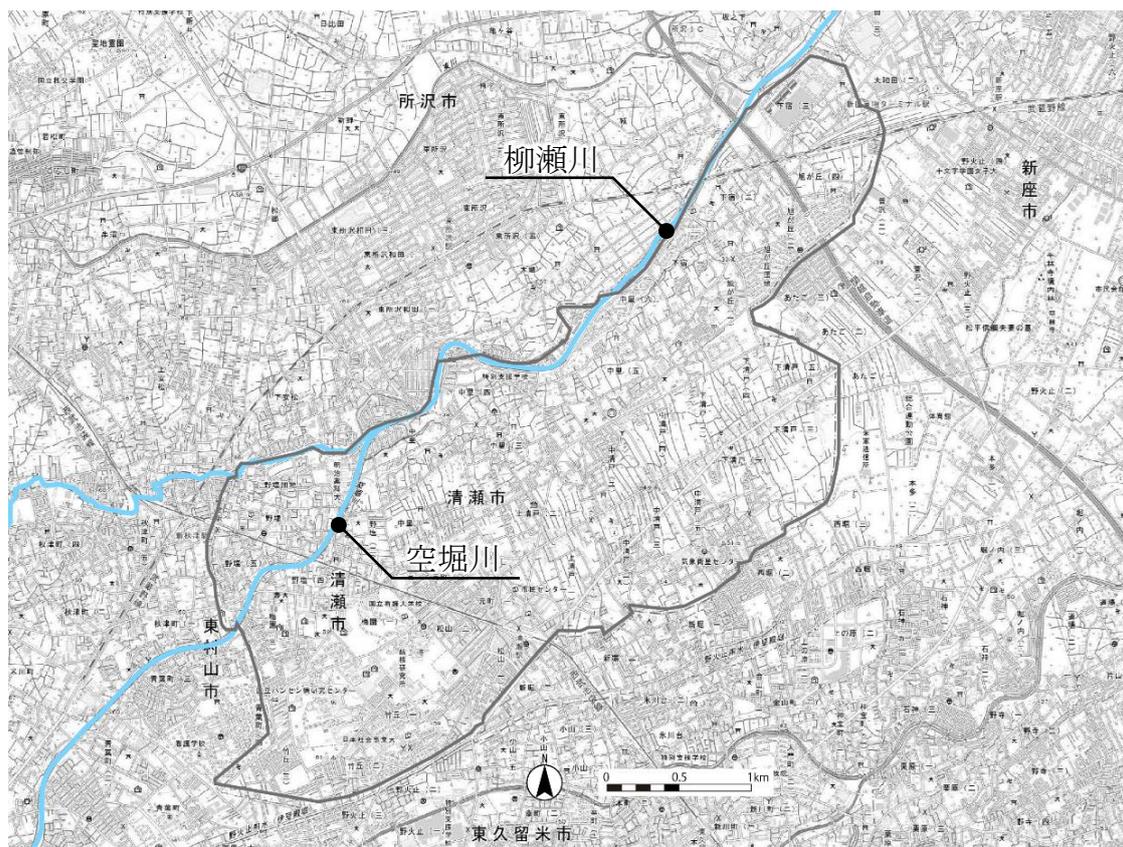
■水環境

柳瀬川は、埼玉県所沢市の狭山湖に源を発し、途中北川、空堀川、東川を合流して新河岸川へ流入する流域面積 95.5km²(東京都流域 45.2km²)、河川延長 19.6km(東京都区間 5.63km)の一級河川です。

空堀川は、狭山丘陵の野山北公園(武蔵村山市)に源を発して一級河川奈良橋川も合流している一級河川(流域面積 26.8km²、河川延長 15.0km)です。

これらの河川には崖線の緑地帯や清瀬金山緑地公園、金山調節池など豊かな緑が残っています。特に、柳瀬川沿いは、清流と緑豊かな自然環境に恵まれ、清瀬市のシンボルとなっており、自然保護団体による外来植物駆除や樹木整理により、河川沿いの緑地(河畔林)は徐々に増えています。

河川沿いには多くの施設などが立地していることから、良好な水辺空間と一体となったスポーツやレクリエーションの核として親しまれる一方、ごみの放置などが課題となっています。



河川位置図

4) 「安全・安心・快適」に関連する事項

■大気汚染

都は都内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局 47 局で大気汚染状況の常時監視を行っています。本市には郷土博物館に 1 か所、測定局が設置されており、平成 30(2018)年度から令和 5 (2023)年度までにおける本市の調査結果をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。*

本市では 4 地点で大気汚染測定をしており、平成 30(2018)年度から令和 5 (2023)年度まで環境基準を達成しています。

※参考：令和 4(2022)年度における、全国の光化学オキシダントの環境基準達成率は一般環境大気測定局が 0.1%、自動車排出ガス測定局が 0 %となっています。



市内の一般環境大気測定局

■河川水質

本市では市内を流れる主要河川である柳瀬川の 3 地点、空堀川の 2 地点において、毎月 1 回水質調査を実施しています。

平成 30(2018)年度から令和 5 (2023)年度までの水質調査結果をみると、柳瀬川と空堀川でともに BOD (生物化学的酸素要求量)・SS (浮遊物質)・DO (溶存酸素量) いずれも環境基準を達成しています。



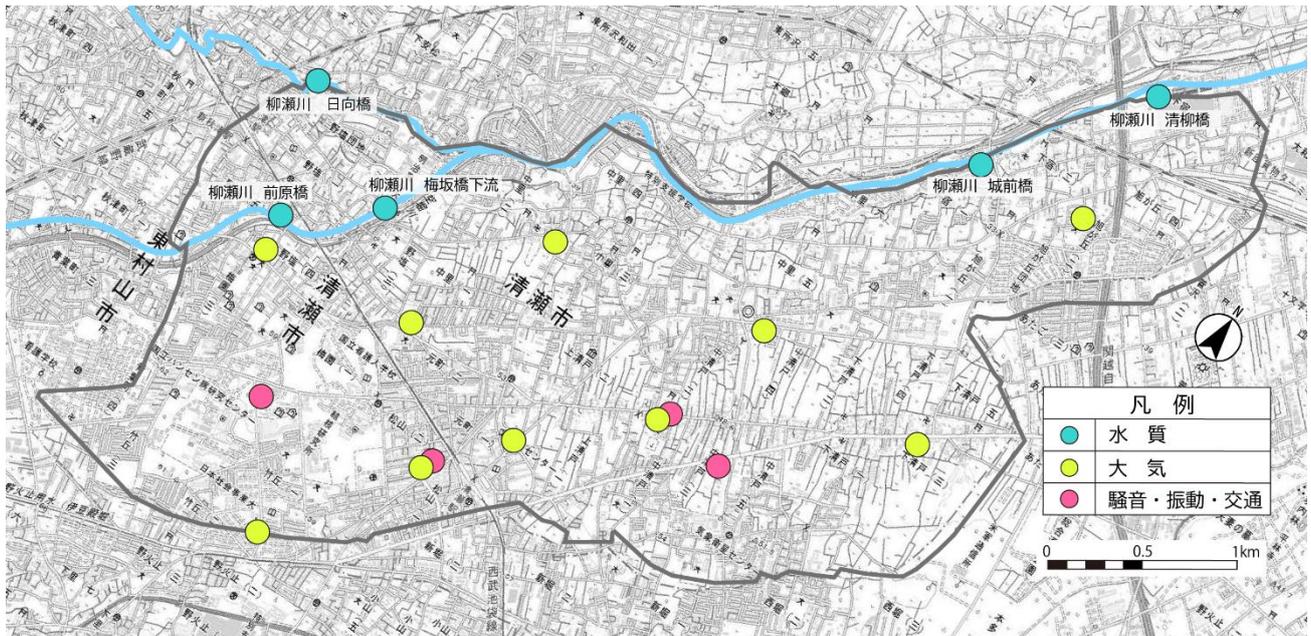
市内の身近な河川 (空堀川)

■騒音・振動

本市では 4 地点で騒音・振動測定をしており、平成 30(2018)年度から令和 5 (2025)年度まで昼間・夜間ともに環境基準及び、規制基準を達成しています。



市内における騒音測定の様子



調査地点位置図（水質、大気、騒音・振動・交通）

※大気の調査については、1年あたり3,4地点とし、3年間で10地点をローテーションして測定しています。

■化学物質等

ダイオキシン類について、都では大気調査を毎年、土壌中及び地下水中調査を数年に一度測定しており、令和4(2022)年度の調査では、どちらの地点でも規制基準を下回っています。

また、近年問題となっているPFOS・PFOAについて、令和3(2021)年度から都が水質汚濁防止法の規定により作成する「地下水測定計画」に基づき調査を実施していますが、本市においては水道水暫定目標値を下回る結果となっています。

かんきょう豆知識

香害（こうがい）ってなに？

香害とは、合成洗剤、柔軟剤、香水、消臭剤などに含まれる人工的な香料によって、頭痛、吐き気、皮膚炎などの健康被害が生じることを指します。

特に化学物質に過敏な体質の人（化学物質過敏症）にとっては深刻な問題となり、日常生活に大きな支障をきたすことがあります。近年、香りの強い製品が増加したことで、被害を訴える人が増えています。周囲への配慮として、香りの使用を控える意識が求められています。

図 ポスター「その香り困っている人もいます」
出典：消費者庁



5) 「人づくり・協働」に関連する事項

■環境学習

市内では、環境学習事業として市民の環境問題についての知識や関心を高めるための各種イベントなどが行われています。ごみに関する事業としては、組織団体及び日の出町が主催する文化・スポーツなどの事業に、それぞれの住民が参加して交流を図ることにより、廃棄物を排出する側と搬入される側との相互の理解をより一層深め、円滑な一般廃棄物広域処分事業を行うことを目的とした「三多摩は一つなり交流事業」が行われています。

また、自然環境の保全を目的とし、空堀川流域4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）合同で、小学生とその保護者を対象に、水辺環境や環境関連施設の見学などを実施する「親と子の環境教室」や、本市の環境を守り、次世代に引き継いでいくため、様々な環境に関する知識を得たり、体験をしたりすることを目的とした「きよせの環境・川まつり」などが行われています。



きよせの環境・川まつりの様子

■環境活動

本市においては、市内の環境保全を目的として、市民や市民団体との協働による様々な取組を行っています。市内で活動しているボランティア団体としては、雑木林、公園、遊歩道の管理を行っている団体や、市内河川流域や緑地などの自然生態系の保全に取り組んでいる団体などが存在しており、これらの団体と連携して、本市の特徴でもある雑木林や河川の保全・活用が行われています。



市民参画による公園の植栽の様子



市民団体による竹林の管理の様子

6) 各分野における現状の課題

■気候変動

温室効果ガス排出量をみると、基準年度（平成 25(2013)年度）から減少傾向ですが、中期目標（令和 12(2030)年度に基準年度比 46%減）及び長期目標（令和 32(2050)年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現）の実現には各分野における対策の推進が必要です。

本市においても年平均気温の上昇や日雨量 100 mm以上の日数の増加など気候の変化が見られ、気候変動による影響が顕在化していることから、適応策を進める必要があります。

■廃棄物・資源循環

家庭系ごみについては、戸別収集やごみ分別アプリの普及などを通じて、ごみの分別が正しく実施されたことによりごみの排出量が減少傾向であり、今後も市民の協力のもと更なるごみの排出抑制に努める必要があります。

資源化について、多摩地域の他自治体と比較しても資源化率は比較的高くなっていますが、さらなる分別の徹底を通じて資源の有効利用を進める必要があります。

■自然共生

本市の緑は屋敷林・農地・雑木林が混在する武蔵野の面影を残した景観、柳瀬川・空堀川沿いの親水空間、崖線緑地など、特徴的な緑が豊かに残っており、これらの緑の適切な管理や保全を行う必要があります。

水環境については、市民の協力によって良好な水辺環境が保全されていますが、これらの利用者に対してマナーの向上を働きかけていく必要があります。一部地域においては、雨水排除能力を上回る豪雨が発生することで、浸水被害が生じており、対策が必要です。

■安全・安心・快適

大気汚染については、全国的に環境基準の達成状況が極めて低い光化学オキシダントを除いて環境基準が達成されており、今後も良好な大気環境の維持に努める必要があります。

水質については、柳瀬川、空堀川における水質調査結果において、いずれの調査地点でも環境基準を満たしており、今後も良好な水質の維持に努める必要があります。

騒音・振動については、市内の主要道路沿いの4地点で測定を行った結果、いずれの地点でも環境基準及び、規制基準を達成しており、今後も維持に努める必要があります。

化学物質類については、市内におけるダイオキシン類（大気、土壌、地下水）、空間放射線量のいずれも基準値を下回っており、今後も維持に努める必要があります。

■人づくり・協働

意識啓発については、本市を取り巻く環境を活用した様々な環境学習や環境保全活動が取り組まれており、今後も継続的に行うことで市民や事業者の行動変容につなげていくことが必要です。

3 見直しにあたっての基本的な考え方

- 計画の体系

国は、第6次環境基本計画（令和6（2024）年5月閣議決定）において、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要であり、脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係しているため、トレードオフを回避しつつ、シナジーが出るよう統合的に推進する必要があるとしています。さらに、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を戦略的に設定することを必要としています。

このため、本計画では、前計画のように環境分野ごとに将来の目標を設定するのではなく、分野横断的に捉えた未来の姿（未来像）の実現に向けて各分野の取組を展開する構成とします。

未来像を実現するための各分野の取組については、現計画で示されている5つの環境の区分の考え方を基本的に踏襲するとともに、近年における環境分野の捉え方や各区分に盛り込む内容などを踏まえ、次のとおり分野の名称を見直すこととします。

現計画	低炭素	循環	共生	安全・安心	協働
本計画	気候変動	廃棄物・資源循環	自然共生	安全・安心・快適	人づくり・協働

- 関連計画との整合

本計画の策定と平行して、上位計画である清瀬市総合計画が策定されており、また令和5（2023）年度には清瀬市の地球温暖化対策における実行計画である「清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が新たに策定されました。本計画の内容については、前計画をベースとしつつ、清瀬市総合計画や清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）など関連計画を十分に踏まえた内容とします。

気候変動適応法第12条において「市町村も地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする」とされており、本計画においては地域気候変動適応計画を包含する内容とします。

- 数値目標の設定

前計画では、計画の進捗管理を目的とした数値目標が設定されていませんでした。近年、多くの自治体で環境基本計画の進捗を把握することを目的として数値目標を設けていることを踏まえ、本計画においては数値目標を設定し、計画の進捗管理が可能な構成とします。

第3章 清瀬市気候変動適応計画

1 計画の基本的事項

1) 背景

近年、気温の上昇、大雨頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると考えられる影響が全国各地で生じています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられます。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策(緩和策)に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)に取り組んでいく必要があります。国内では改正気候変動適応法が令和5(2023)年4月に成立し、令和6(2024)年4月1日全面施行となりました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なります。そのため、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要です。

緩和

とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応

とは？

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

適応と緩和

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

2) 位置付け

「清瀬市気候変動適応計画（以下、「適応計画」という。）」は、気候変動適応法第12条に基づき、「第3次清瀬市環境基本計画」の一部として策定しています。

このため、本章では適応計画の基本的事項、本市の気候変動の現状、本市において想定される気候変動の影響について示すこととし、適応計画に基づく施策は「第4章 目指すべき環境未来像と目標・施策」の中で示しています。

気候変動適応法

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

3) 計画の期間

適応計画の目標年次は、環境基本計画と同じく、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても、今後の環境や社会情勢の変化や上位計画の改定などへの整合の必要が生じた場合には、市民・事業者の意見及び清瀬市環境審議会の意見を参考に、必要に応じて見直しを行います。

2 多摩地域の気候変動の現状

1) 気温

● 年平均気温・最低気温・最高気温

多摩地域の年平均、最低、最高気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しています(42年分の観測結果に基づき算出)。なお、本市周辺では府中市、所沢市、さいたま市などの観測所がありますが、ここでは府中市のデータを掲載しています。

※以下図表は国立環境研究所「地域気候変動適応計画作成支援ツール」により作成

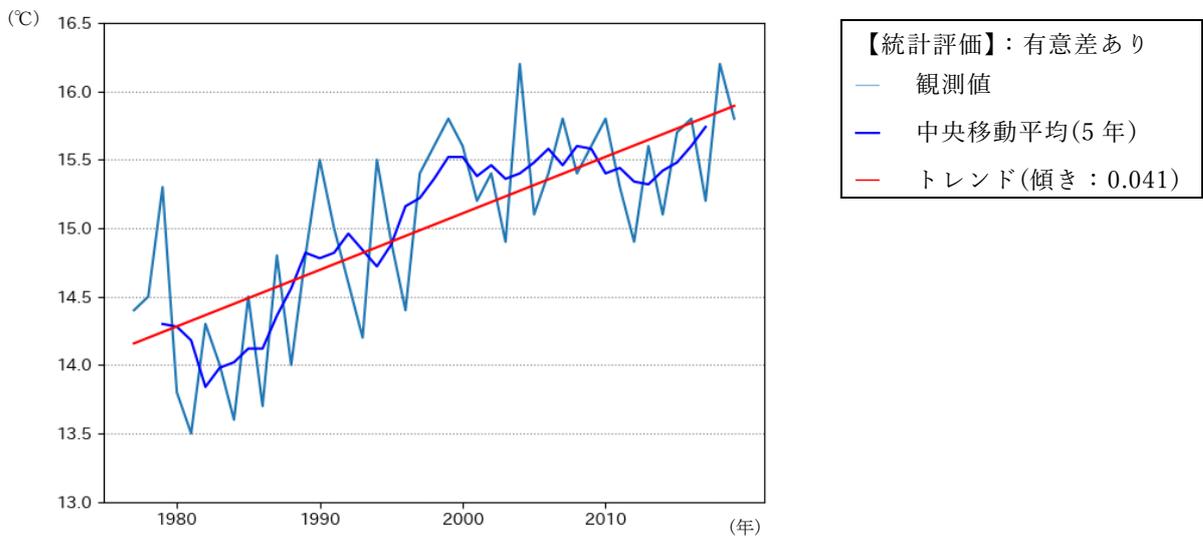


図 年平均気温の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

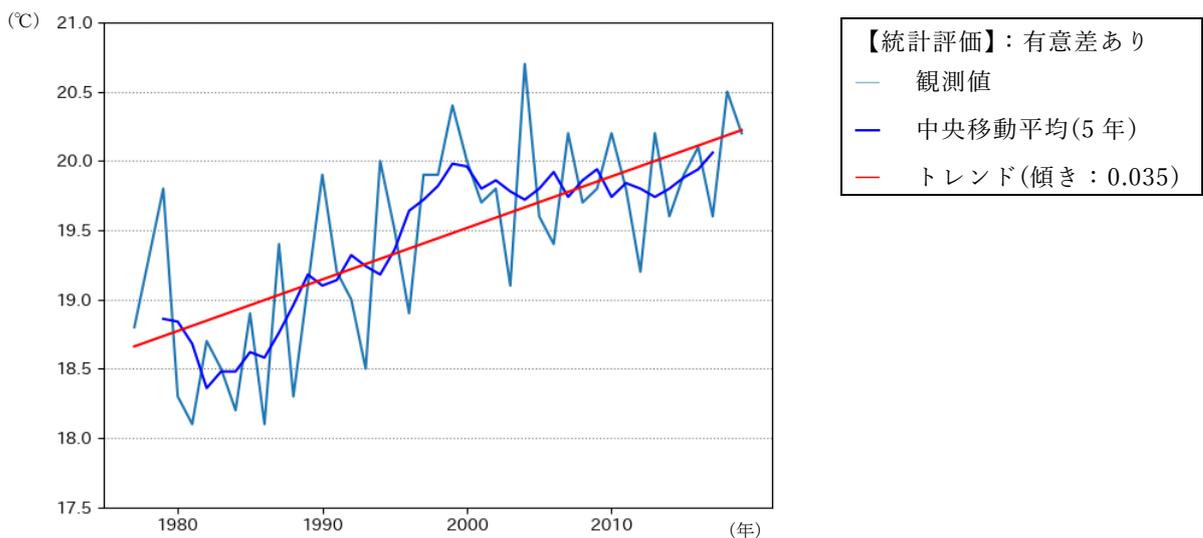


図 日最高気温の年平均の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

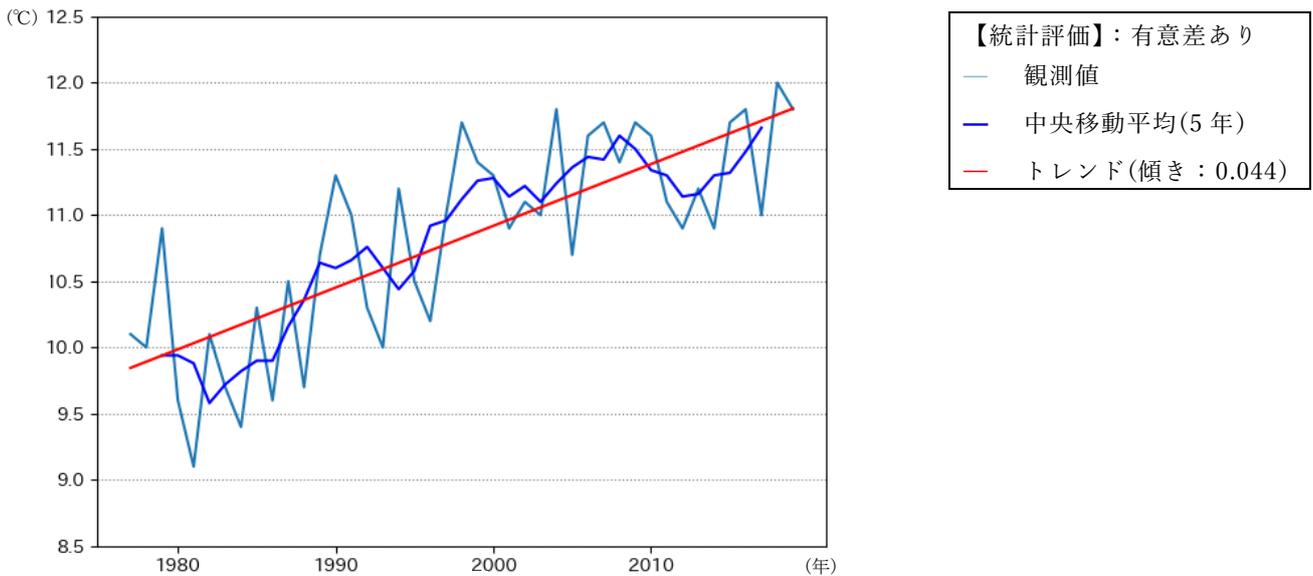


図 日最低気温の年平均の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

● 真夏日・猛暑日、冬日

真夏日、猛暑日の年間日数については、年によって変動がありますが、増加傾向にあることがわかります。一方で冬日については減少傾向にあることがわかります。

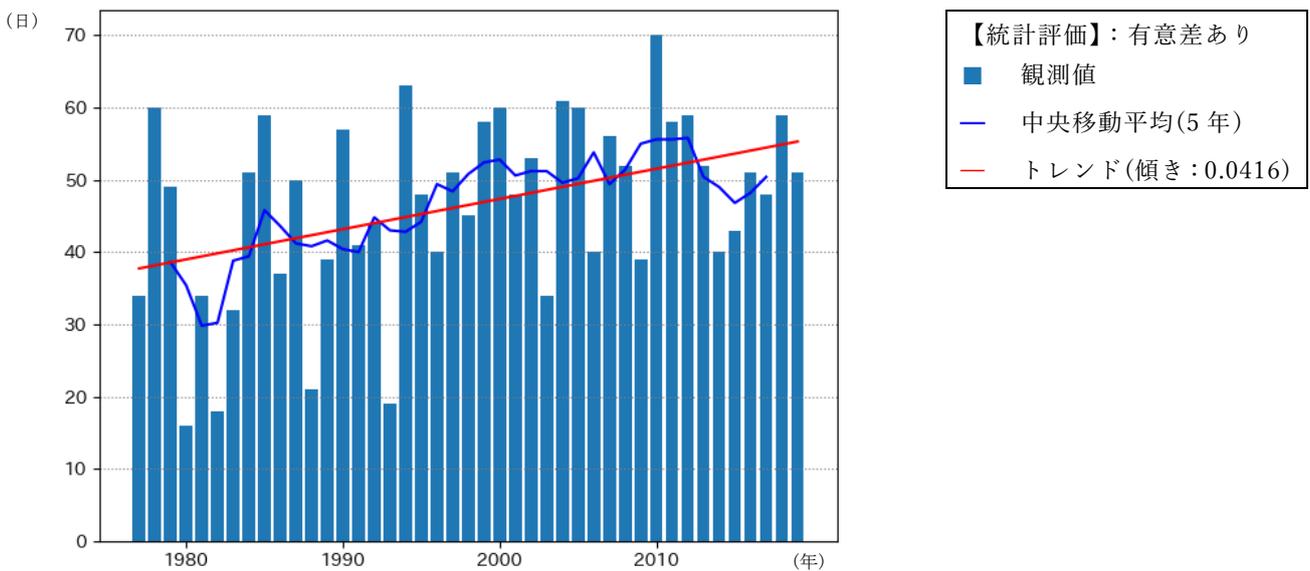


図 真夏日日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

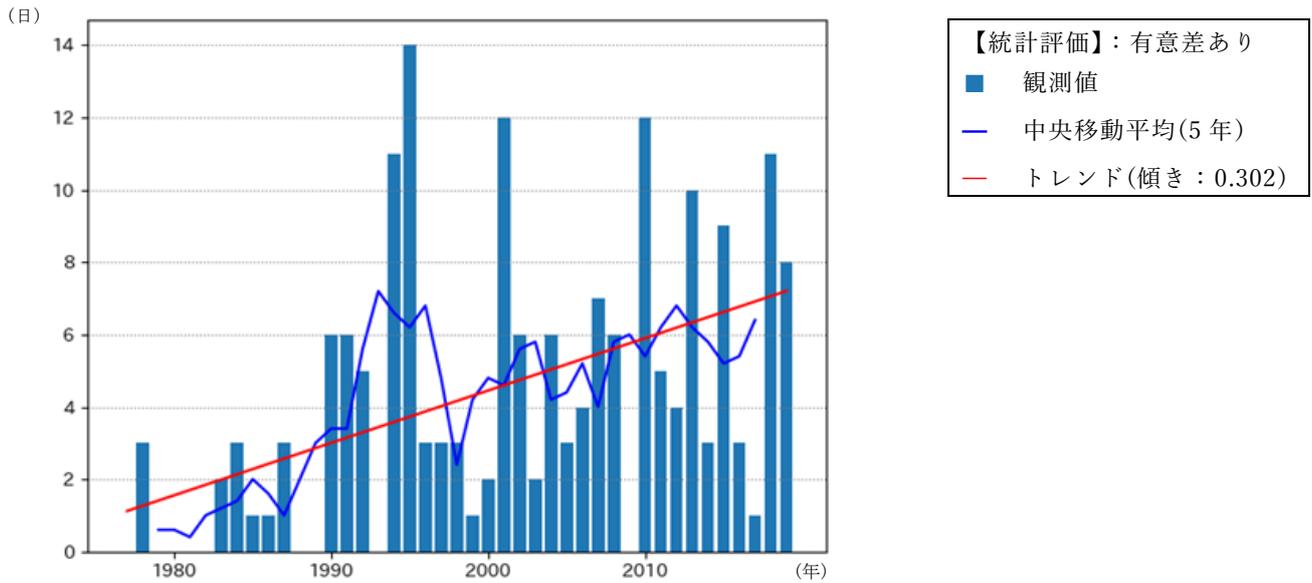


図 猛暑日日数の推移 (府中)

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

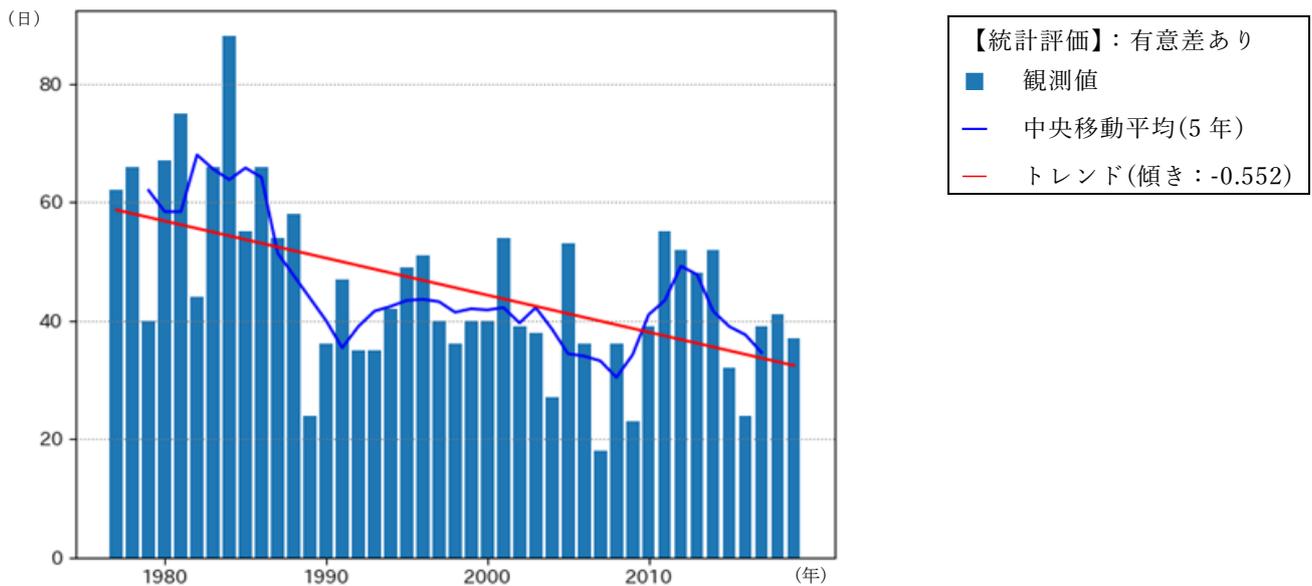


図 冬日日数の推移 (府中)

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

2) 降水量

降水についてみると、年間降水量及び年間無降水日数については有意な増加が見られませんが、日あたり 100mm 以上の降雨日数は増加傾向にあることがわかります。

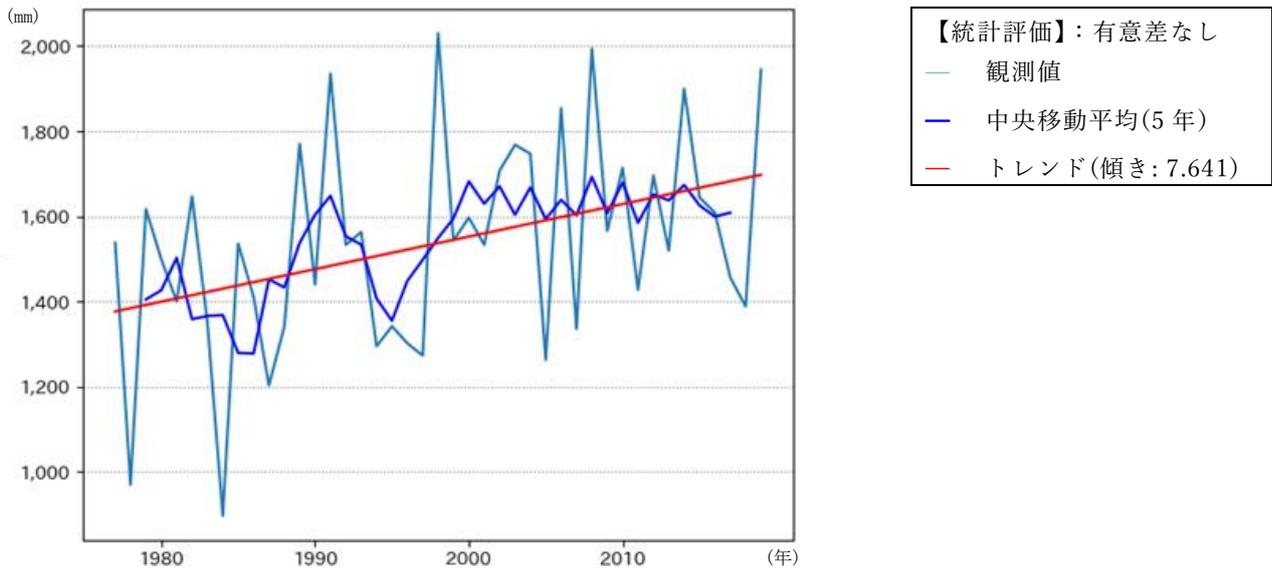


図 年間降水量の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

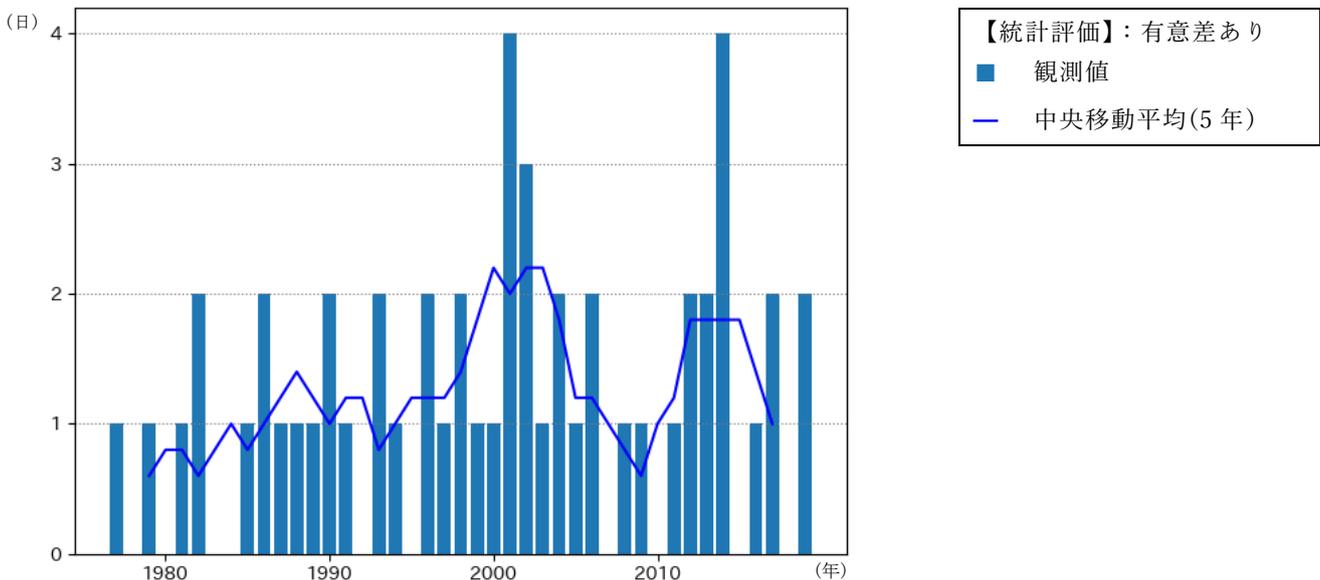


図 日あたり 100mm 以上の降雨日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

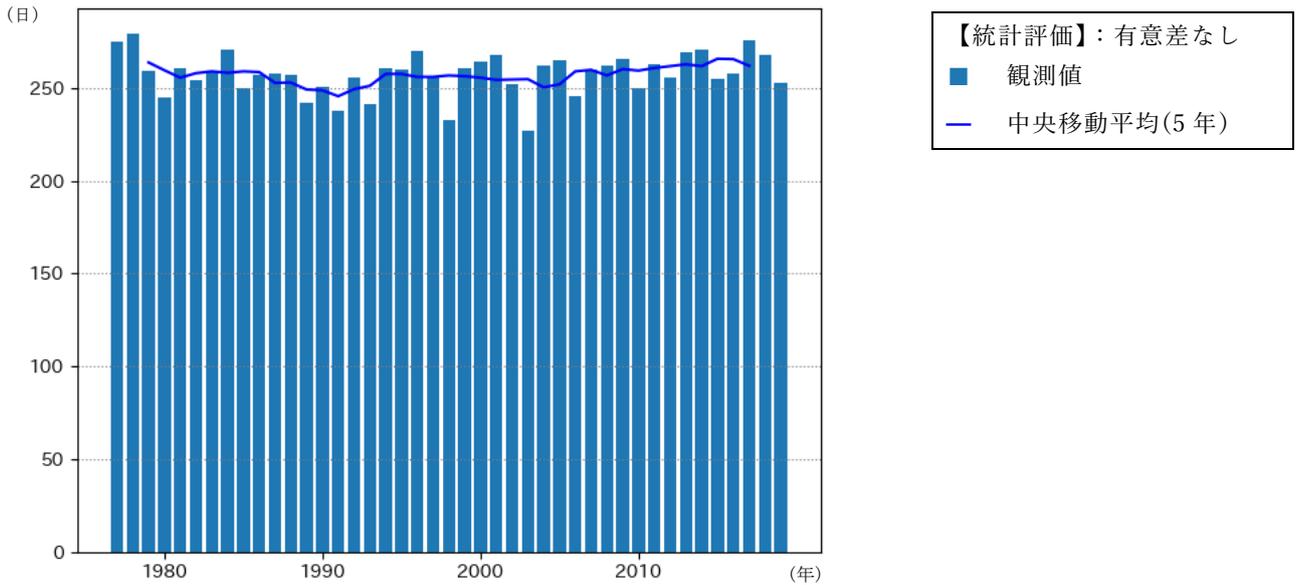


図 年間無降水日数の推移（府中）

出典：国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

かんきょう豆知識

気候変動時代を生き抜く「適応」

現在、私たちが直面している気候変動による影響は、地球温暖化によって引き起こされる気温や降水パターンの変化だけではありません。すでに、記録的な猛暑や極端な大雨、そして深刻な水不足など、私たちの生活に具体的な影響を与え始めています。

製造業、商業、建設業等の各種の産業においては、豪雨や強い台風等、極端現象の頻度・強度の増加が、甚大な損害をもたらす可能性があります。

この変化に対応するための行動には、大きく分けて2つあります。一つは、温室効果ガスの排出を減らし、温暖化の原因そのものを抑える「緩和」です。そして、もう一つが、すでに起こりつつある、あるいは将来避けられない気候変動の影響から、人々の暮らしや自然環境を守る「適応」です。

適応は、日傘や帽子を活用する、災害に備えて地域のハザードマップを確認する、といった小さな行動から始められます。変化する地球環境の中で、安全で持続可能な生活を送るために、「適応」の考え方や取組を日常に取り入れていきましょう。

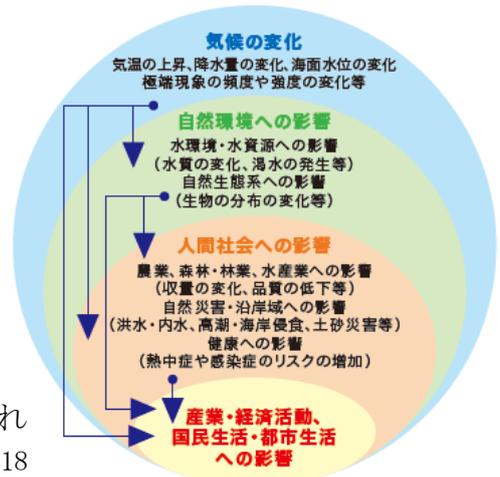


図 気候変動影響の流れ

出典：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018

3 清瀬市において想定される気候変動の影響

以下には、今後本市において想定される気候変動の影響について示しています。なお、ここでは「東京都気候変動適応計画」で示されている影響のうち、本市の環境特性を踏まえ、影響すると考えられる項目を整理しています。

自然災害

洪水・内水氾濫

豪雨の増加、海面水位の上昇、台風の強大化などにより、冠水・浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。

また、河川などの近くの低平地などでは、河川水位が上昇する頻度の増加により、下水道などから雨水を排水しづらくなることなどによる内水氾濫の可能性が増え、冠水・浸水時間の長期化を招くと想定されます。



市内で発生した道路冠水の様子

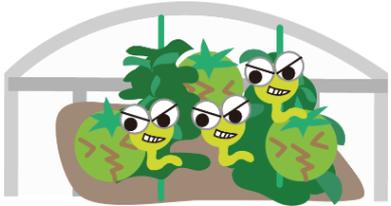
健康

暑熱

高齢者を中心に暑熱による死亡者数が増加傾向にあることが報告されています。また熱中症については、年によってばらつきはあるものの、救急搬送人員・医療機関受診者数・熱中症死亡者数は増加傾向にあります。高齢者への影響が大きいものの、真夏日・猛暑日の増加に伴い、若年層の屋外活動時の熱中症発症リスクも高くなっており、暑熱による影響は、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなどの健康影響にも及びます。

また、気温上昇により熱ストレスが増加し、特に高齢者の熱中症リスクが増加することが予測されています。2090年代には、東京・大阪で日中に屋外労働可能な時間が現在よりも30～40%短縮すること、屋外労働に対して安全ではない日数が増加することや、屋外での激しい運動に厳重警戒が必要となる日数が増加することなどの予測もあります。



<p>感染症等</p>	<p>気候変動による気温の上昇や降水の時空間分布の変化は、感染症を媒介する節足動物(蚊など)の分布可能域や活動期間、人的被害を及ぼす外来生物の侵入・定着率を変化させ、節足動物が媒介する感染症などのリスクを増加させる可能性があります。</p>	
<p>温暖化と大気汚染の複合影響</p>	<p>地球温暖化と大気汚染の複合影響について、気温上昇による生成反応の促進などにより、様々な汚染物質の濃度が変化していることが報告されており、微小粒子状物質(PM_{2.5})や光化学オキシダント濃度上昇に伴う健康被害が増加するおそれがあります。</p>	
<p>農林水産業</p>		
<p>園芸作物 (野菜・花き)</p>	<p>露地野菜では、コマツナなどの葉菜類、ダイコンなどの根菜類が、高温により収穫期が早まる傾向にあります。また、高温や乾燥の影響により、生育初期の発育不良が増加する傾向にあります。さらに、果菜類でも高温による着果不良が発生しており、特に施設のトマト栽培では顕著にみられます。</p>	
<p>果樹</p>	<p>日本ナシなど果樹全般について、冬から春の温暖化の影響で発芽や開花が早まったことにより、その後の霜害による花芽や新梢が枯死するなどの被害が見られています。また、夏の高温によるブドウの着色不良や日本ナシ・キウイフルーツなどに日焼け果といった障害が発生しています。果実肥大期以降の高温・少雨による果肉障害(みつ症、裂果など)も生じています。</p>	
<p>病害虫</p>	<p>害虫については、ハダニ類、シンクイムシ、スリップス類など高温を好む害虫が多発し、また発生時期が長期化する傾向にあります。病害については、これまで明確に気候変動により増加した事例は見当たりませんが、病害虫の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害が拡大する可能性があります。</p>	

<p>農業生産基盤</p>	<p>多雨や渇水などの極端な気象現象の増大や年間平均気温の上昇により、全国的に農業生産基盤である農地への影響が予測されています。また、近年では集中豪雨が頻発しており、農地の湛水被害などのリスクが増加することが予測されています。</p>
<p>水資源・水環境</p>	
<p>水資源</p>	<p>今後、年降水量や季別降水量の年変動は大きくなり、少雨の発生頻度は大きくなるとともに、季別の降水パターンの変化、積雪量の減少、融雪時期の早まりなどにより、水資源の利用可能量は減少すると予測されています。</p> <p>また、気候変動による気温の上昇は、飲料水・冷却水など都市用水の需要を増加させる可能性があります。</p>
	
<p>水環境</p>	<p>気候変動によって水温の変化、水質の変化、流域からの栄養塩類などの流出特性の変化が想定されます。</p> <p>河川については、大雨・短時間強雨の増加で土砂の流出量が増加し、濁度の上昇をもたらす可能性があるほか、水温の上昇による溶存酸素量の低下、微生物による有機物分解反応の促進、藻類の増加なども予測されています。</p>
<p>自然環境</p>	
<p>陸域生態系</p>	<p>自然林・二次林については、冷温帯林の構成種の多くは、分布適域がより高緯度、高標高域へ移動し、分布適域の減少が予測されている一方、暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が低緯度、低標高域へ移動し、分布適域の拡大が予測されています。</p>
<p>淡水生態系</p>	<p>河川では、温度上昇や CO₂ 増加により藻類の生産速度が増加しますが、栄養塩供給が乏しい淡水生態系では、藻類の増加はその餌としての質を低下させるため、高次生産は減少すると予測されています。</p>
<p>生物季節</p>	<p>桜の開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されています。また、個々の種が受ける影響にとどまらず、種間の様々な相互作用への影響が予想されています。</p>
	

分布・個体群の変動

分布域の変化やライフサイクルなどの変化が起こるほか、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化が更に悪影響を引き起こす、生育地の分断により気候変動に追従した分布の移動ができないなどにより、種の絶滅を招く可能性があるとする研究事例があります。気候変動により外来種の侵入・定着率の変化につながるものが想定されています。

イラスト出典：気候変動適応情報プラットフォーム

かんきょう豆知識

気候変動による自然環境への影響

気候変動は、身近な雑木林などにも変化をもたらす可能性があります。現在、放棄竹林は主に西日本で問題となっていますが、気候変動が進むと、東日本や北日本でも竹林が定着し、地域の生態系・生物多様性や里山管理に悪影響を及ぼす可能性があります。

現在は、東日本でモウソウチクとマダケの生育に適した土地の割合は35%であるのに対し、2°C上昇で51~54%、4°C上昇では77~83%まで増加し、北限は最大500km進んで稚内に到達すると予測されています。

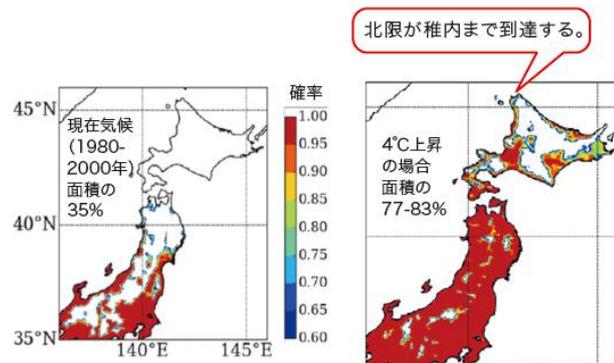


図 竹林の生育に適した環境と予測された地域

出典：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018

4 具体的な施策

本計画は、気候変動適応法第12条に基づく、適応計画であり、また第3次清瀬市環境基本計画の一部として位置付けられています。このため、適応計画に関連する施策については、第4章で示す、目指すべき環境未来像と目標・施策の中で整理しています。

適応に関する具体的な施策

第4章 目指すべき環境未来像と目標・施策
気候変動参照 (p. 47~51)

第4章 目指すべき環境未来像と目標・施策

1 目指すべき 2050 年における環境未来像

1) 本市が目指すべき環境未来像

本市は、東京都心から 20～25km の距離に位置しているにもかかわらず、武蔵野の風情を象徴する雑木林や屋敷林をはじめ、病院街のまとまった緑など、自然環境が多く残されています。また、市内を流れる主要河川である柳瀬川は金山緑地公園をはじめとした親水空間が整備されており、生きものや水辺と親しむことができる環境がつくられています。また、農地は、農業を通じ経済的な効果を与えているだけでなく、生物の生息地としての役割や地場産農産物の地産地消による農作物の輸送に伴う温室効果ガスの削減、都市農地の持つヒートアイランド現象の緩和効果や雨水を保水する役割など、私たちの生活を支える様々な重要な役割を担っており、これらは本市の魅力であり、将来に引き継がなければならない大切な地域資源です。

一方で、近年の気候変動に伴う世界の平均気温の上昇は、極端な高温などを拡大させ、洪水などの被害の深刻化が懸念されており、将来世代にわたって影響を受ける重要な課題となっています。本市においても地域資源への影響も懸念されることから、2050 年までにゼロカーボンを実現します。

さらに、市内から排出されるごみは市民の協力のもと、減量化、分別の徹底、再資源化が進められています。一方で「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会経済活動や生活様式は、気候変動や生物多様性の損失など深刻な環境危機を招いていることから、従来型の線形経済からの脱却を図り、循環経済（サーキュラーエコノミー）を実現するため、市民・事業者との協力のもと、更なる廃棄物の発生抑制、再資源化を実現します。

このため、子どもから大人まで、全ての市民・事業者が環境を保全するための行動変容に取り組み、地域の環境保全活動に積極的に参加することで、自然環境をはじめとした本市の資源を未来につなぐとともに、持続可能な社会を実現します。

このような考えを踏まえ、本計画の目指すべき環境未来像は次頁のとおりとします。

《本市が目指すべき環境未来像》

自然と人が共存し、
地域の資源を未来へつなぐまち 清瀬

2050年の清瀬市では、市を象徴する雑木林や屋敷林、農地、澄んだ水をたたえる河川などの豊かな自然が、市民や市民団体の協力によって守られています。その環境の中で、多様な生き物たちが息づく姿が見られます。

人々は豊かな自然と調和した暮らしを営み、地域資源を大切に育てながら次の世代へとつなげています。そして、サーキュラーエコノミーやゼロカーボンが実現し、人と自然が互いに支え合う持続可能な社会が築かれています。



ゼロカーボン サーキュラーエコノミー 自然共生社会

持続可能な社会の実現へ

本市が目指す環境未来像のイメージ

2) 環境未来像の実現に向けた施策の体系

前述の環境未来像を実現するため、本市では以下に示す5つの基本方針に基づいて施策を展開します。



基本方針 1 気候変動

2050年におけるゼロカーボンを実現するため、気候変動の緩和に取り組むとともに、気候変動への適応を図ります。



基本方針 2 廃棄物・資源循環

廃棄物の適正処理及び5Rの取組や事業者との連携などを通じて資源の循環利用を進め、循環経済の実現に向けて取り組みます。



基本方針 3 自然共生

先人より受け継がれた雑木林や屋敷林、農地、柳瀬川などの河川に代表される市内の自然環境を保全するとともに、地域資源として活用します。



基本方針 4 安全・安心・快適

大気や水質などの公害対策や交通安全対策を通じて、これからも安全・安心な生活環境を保全するとともに、良好な景観の維持に努めて快適な環境を維持します。



基本方針 5 人づくり・協働

環境教育・学習などを通じて、一人ひとりの行動変容を促すとともに、市内の多様な主体が連携して市内の環境保全に取り組めます。



自然と人が共存し、地域の資源を未来へつなぐまち
清瀬

基本方針 1 気候変動



関連する SDGs 目標



- 1 省エネルギーの推進
- 2 再生可能エネルギーの普及促進
- 3 脱炭素まちづくり
- 4 災害レジリエンスの強化
- 5 健康を守る対策

基本方針 2 廃棄物・資源循環



関連する SDGs 目標



- 1 廃棄物の発生抑制と減量化
- 2 リサイクル・リニューアブルの推進
- 3 廃棄物適正処理対策

基本方針 3 自然共生



関連する SDGs 目標



- 1 自然環境の保全・活用
- 2 生物多様性の保全・活用
- 3 農地の効果的利用

基本方針 4 安全・安心・快適



関連する SDGs 目標



- 1 公害防止対策
- 2 化学物質による汚染防止策
- 3 美しいまちの創造
- 4 道路・交通対策

基本方針 5 人づくり・協働



関連する SDGs 目標



- 1 持続可能な地域を育む人づくり
- 2 協働による取組の推進

施 策

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 省エネ行動の推進 | 2 建築物の省エネルギー化の推進 |
| 1 再生可能エネルギーの活用 | 2 再生可能エネルギー機器の導入促進 |
| 1 移動手段の脱炭素化の推進 | 2 次世代エネルギーによる脱炭素化 |
| 1 浸水対策の推進 | 2 防災性の向上促進 |
| 1 暑さ対策の推進 | 2 感染症対策の推進 |

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 リデュース・リユースの推進 | 2 食品ロス対策の推進 |
| 1 リサイクルの推進 | 2 リニューアブルの推進 |
| 1 廃棄物適正処理対策 | |

- | | |
|------------|------------|
| 1 水辺の保全・活用 | 2 緑の保全・活用 |
| 1 生物多様性の普及 | 2 生物多様性の保全 |
| 1 農との共生 | |

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 安全・安心な環境づくり | 2 水環境の保全 |
| 3 大気質の保全 | 4 騒音・振動などの抑制 |
| 1 化学物質対策 | |
| 1 地域資源をいかした美しいまちづくり | 2 協働による美しいまちづくり |
| 1 環境に配慮した道路整備 | 2 公共交通の利便性向上 |
| 3 自転車利用環境の整備 | 4 歩行者に配慮した環境の整備 |

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 環境学習の場づくり | 2 環境教育・学習の推進 |
| 3 ボランティア活動の推進 | |
| 1 多様な主体との連携 | |

2 未来像を実現するための目標・施策

未来像を実現するための目標・施策を次頁以降に示します。また、基本方針ごとの構成については、以下のとおりです。



基本方針 | 気候変動

関連する SDGs の目標



基本方針に関連する SDGs 目標を示しています。

■ 基本施策

- 1-1 省エネルギーの推進 (→p48)
- 1-2 再生可能エネルギーの普及促進 (→p48)
- 1-3 脱炭素まちづくり (→p49)
- 1-4 災害レジリエンスの強化 (→p50)
- 1-5 健康を守る対策 (→p50)

基本方針に基づいて設定された基本施策について、参照先を示しています。

■ 数値目標 (KGI)

項目名	基準値	現状値	目標値	備考
温室効果ガス排出量	272 千t-CO ₂ eq/年 (平成25(2013)年度)	235 千t-CO ₂ eq/年 (令和4(2022)年度)	110 千t-CO ₂ eq/年 (令和17(2035)年度)	基準年度(平成25(2013)年度)比 60%削減

基本方針の達成状況を管理するための数値目標です。基本方針ごとに設定しています。

基本施策 1-1 省エネルギーの推進

【基本施策の考え方】
気候変動の緩和に向けて、市民や事業者の日常の活動における行動変容を促すとともに、エネルギー効率の高い建築物の普及を通じて、省エネルギーの推進を図り、CO₂の排出を抑制します。

↳ 施策 1 省エネ行動の推進

- 啓発を通じて市民の日常生活における様々な行動について、環境負荷の少ない環境に配慮した行動に変容します。

↳ 施策 2 建築物の省エネルギー化の推進

- ZEH や ZEB の普及を図り、家庭や事業所、オフィスビルなどから排出される温室効果ガスを抑制します。
- 住宅やオフィスビル、商業施設などの民間建物におけるエネルギー消費を効率的に削減する取組を推進します。
- 公共施設における改修や設備更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入を行い、省エネルギー化を図ります。

基本施策について、基本的な考え方と、個別の施策名、施策の概要について示しています。

◆◆◆ 市民・事業者の配慮指針 ◆◆◆

市民

● 温室効果ガスの排出抑制について

- ✓ 家庭内での電気・ガス・水道の使い方を見直し、照明の消灯や冷暖房の温度調整、省エネ家電などの利用など、日常の中でできる工夫を重ね、エネルギーの使用削減に取り組みましょう。
- ✓ 再生可能エネルギーへの関心を高め、住宅への太陽光発電の設置や、再エネ電力への切り替えなど、温室効果ガス排出削減に向けて積極的に取り組みましょう。
- ✓ 移動には、できる限り徒歩や自転車、公共交通機関を活用し、車を使用する際はエコドライブを心がけ、二酸化炭素の排出削減に取り組みましょう。

各基本方針について、市民・事業者がどのようなことに配慮して市民生活や事業活動を行うべきかを示しています。



基本方針 1 気候変動

関連する SDGs の目標



■基本施策

- 1-1 省エネルギーの推進 (→p48)
- 1-2 再生可能エネルギーの普及促進 (→p48)
- 1-3 脱炭素まちづくり (→p49)
- 1-4 災害レジリエンスの強化 (→p50)
- 1-5 健康を守る対策 (→p50)

■数値目標 (KGI)

項目名	基準値	現状値	目標値	備考
温室効果 ガス排出量	272 千 t-CO ₂ eq/年 (平成 25(2013)年度)	235 千 t-CO ₂ eq/年 (令和 4(2022)年度)	110 千 t-CO ₂ eq/年 (令和 17(2035)年度)	基準年度(平成 25(2013)年度)比 60%削減

かんきょう豆知識

「地球温暖化」と「気候変動」

「地球温暖化」とは、人間の活動による温室効果ガスの増加で、地球の平均気温が上昇する現象です。これは気候の変化の「原因」に焦点を当てた言葉です。

一方、「気候変動」はより広い概念で、気温上昇(温暖化)の結果として起きる、降水パターンの変化、海面水位の上昇、異常気象の頻発など、気候全体の長期的な変化をすべて含みます。

つまり、温暖化は気候変動の大きな要因の一つであり、気候変動とは、温暖化の結果として現れる多岐にわたる現象全体を指しています。

地球温暖化
と気候変動
って、何が違
うの？



基本施策 1-1

省エネルギーの推進

【基本施策の考え方】

気候変動の緩和に向けて、市民や事業者の日常の活動における行動変容を促すとともに、エネルギー効率の高い建築物の普及を通じて、省エネルギーの推進を図り、CO₂の排出を抑制します。

↳施策 1 省エネ行動の推進

- 啓発を通じて市民の日常生活における様々な行動について、環境負荷の少ない環境に配慮した行動に変容します。

↳施策 2 建築物の省エネルギー化の推進

- ZEH や ZEB の普及を図り、家庭や事業所、オフィスビルなどから排出される温室効果ガスを抑制します。
- 住宅やオフィスビル、商業施設などの民間建物におけるエネルギー消費を効率的に削減する取組を推進します。
- 公共施設における改修や設備更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入を行い、省エネルギー化を図ります。

基本施策 1-2

再生可能エネルギーの普及促進

【基本施策の考え方】

気候変動の緩和に向けて、市内で消費される電気について再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えるとともに、市内における再生可能エネルギー機器の普及を通じて電気の使用に伴う CO₂の排出を抑制します。

↳施策 1 再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギー由来の CO₂排出量が少ない電力への切り替えを推進します。

↳施策 2 再生可能エネルギー機器の導入促進

- 建物などへの太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の導入促進に努めます。

【基本施策の考え方】

気候変動の緩和に向けて、徒歩や自転車、公共交通の利用など環境負荷の少ない移動手段の選択や ZEV の普及を図るとともに、水素などの次世代エネルギーの普及に向けた情報収集などを通じて、脱炭素まちづくりを進めます。

↳ 施策 1 移動手段の脱炭素化の推進

- 徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用を促進し、移動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 公用車の入替え時には ZEV の導入を図るとともに、市民・事業者に対して ZEV の普及、エコドライブの推進に努めます。

↳ 施策 2 次世代エネルギーによる脱炭素化

- 水素やメタネーション、燃料電池といった、環境負荷が少ない次世代エネルギーや技術について情報収集に努めます。

かんきょう豆知識

メタネーションってなに？

メタネーションの「メタ」は、メタン (CH₄) のことです。私たちが日々の暮らしで使っている都市ガスの主成分で、化石燃料である天然ガスなどに含まれています。

メタネーションとは、天然ガスの代わりに、水素 (H₂) と二酸化炭素 (CO₂) を原料に使ってメタンを合成する技術のことです。こうして作られたものを「合成メタン」と呼びます。

合成メタンを燃やすと CO₂ が発生しますが、メタネーションを行うときの原料として、発電所や工場などから回収した CO₂ を利用すれば、大気中の CO₂ は増加しないとされています。合成メタンは、今ある都市ガスの設備を変えることなく供給できることも大きな利点です。

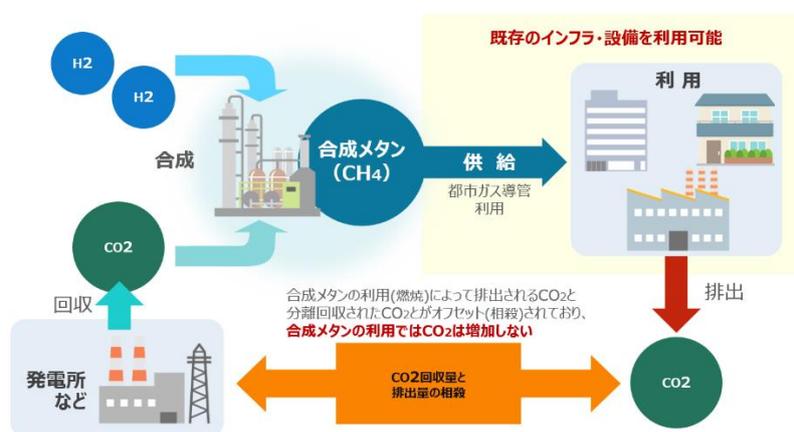


図 メタネーションによる
CO₂ 排出削減効果
出典：資源エネルギー庁
ホームページ

基本施策 1-4

災害レジリエンスの強化

【基本施策の考え方】

大雨頻度の増加や台風の大型化などに伴って発生頻度の増加が懸念される水害に備え、排水対策などに取り組むとともに、市民の防災意識の向上など地域の防災性を高めることで、気候変動への適応を図ります。

↳施策 1 浸水対策の推進

- 大雨による道路冠水の被害を未然に防ぐため、排水設備の整備などの対策を図ります。
- 浸水被害の軽減や地下水涵養を図るため、透水性舗装、公共施設などへの雨水貯留・浸透施設の設置、一般住宅などへの浸透マス設置の推進に努めます。さらには、事業者への雨水利用設備の導入を促進します。
- 豪雨時の下水道への負荷を軽減するため、雨水貯留施設などによる流出抑制に努めます。

↳施策 2 防災性の向上促進

- 災害時に備えた行動が取れるよう、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の状況を踏まえた防災対策を進め、地域の防災性の向上を図ります。

基本施策 1-5

健康を守る対策

【基本施策の考え方】

気候変動がもたらす猛暑や感染症リスクへの対応として、市民の健康を守るための暑さ対策や住環境の改善、緑化の推進、感染症対策に関する情報発信などを行い、安全で健康な生活環境の確保に努めます。

↳施策 1 暑さ対策の推進

- 熱中症のリスク軽減に向けた注意喚起や予防情報の発信を行います。
- 暑さ対策として誰もが利用できるクールスポットの開設を推進します。
- 健康と省エネの観点から、断熱性能の向上やエアコンの設置など住宅の温熱環境改善に向けた普及啓発を行います。
- 地域や街角の緑化を促進するとともに、街路樹の維持などを通じて、街なかでの緑陰空間の確保を進めます。

↳施策 2 感染症対策の推進

- 気候変動によって引き起こされる衛生害虫が媒介する感染症に関する情報を収集・発信し、感染の予防に努めるとともに、感染症対策の普及啓発を行います。

◆◆◆ 市民・事業者の配慮指針 ◆◆◆

市民

●温室効果ガスの排出抑制について

- ✓ 家庭内での電気・ガス・水道の使い方を見直し、照明の消灯や冷暖房の温度調整、省エネ家電などの利用など、日常の中でできる工夫を重ね、エネルギーの使用削減に取り組みましょう。
- ✓ 再生可能エネルギーへの関心を高め、住宅への太陽光発電の設置や、再エネ電力への切り替えなど、温室効果ガス排出削減に向けて積極的に取り組みましょう。
- ✓ 移動には、できる限り徒歩や自転車、公共交通機関を活用し、車を使用する際はエコドライブを心がけ、二酸化炭素の排出削減に取り組みましょう。

●温暖化への適応について

- ✓ 気候変動により高まる健康リスクに自ら備える必要があるため、夏の暑さ対策として断熱性の高い住宅環境の整備や、クールスポットを活用しましょう。また、地域の緑化活動への参加など、まちの緑陰空間を育てることで快適なまちづくりに協力しましょう。
- ✓ 気候変動による媒介生物の生息域拡大、活動期間の延長に伴う感染症リスクの増大に備えましょう。
- ✓ 大雨や浸水などの災害に備え、ハザードマップを利用して避難経路の確認をするなど、日常から事前防災を通じて防災意識を高め、家庭内での準備や地域での防災訓練などにも積極的に参加しましょう。

事業者

●温室効果ガスの排出抑制について

- ✓ 自社施設のエネルギー効率を見直し、高効率な空調設備や給湯設備、LED 照明の導入、断熱改修を行うとともに、ZEH や ZEB などの省エネ型建築物の導入にも長期的な視点で検討しましょう。事業用車両については、ZEV への切り替えやエコドライブの徹底などにより、移動に伴う温室効果ガスの排出削減を進めましょう。
- ✓ 再生可能エネルギーの導入について、太陽光発電の導入や再エネ電力への切り替えを通じて、脱炭素経営を推進しましょう。また、従業員の環境意識を高めるための社内研修や情報共有に努め、職場全体で省エネ・環境配慮の意識を浸透させましょう。

●温暖化への適応について

- ✓ 事業継続計画（BCP）の見直しや、敷地内の緑化、雨水貯留設備の導入などを通じて、地域の防災性向上にも貢献しましょう。



基本方針 2 廃棄物・資源循環

関連する SDGs の目標



■ 基本施策

- 2-1 廃棄物の発生抑制と減量化 (→p53)
- 2-2 リサイクル・リニューアブルの推進 (→p54)
- 2-3 廃棄物適正処理対策 (→p54)

■ 数値目標 (KGI)

項目名	現状値	目標値	備考
ごみ・資源物 排出量	17,409t/年 (令和6(2024)年度)	17,216t/年 (令和17(2035)年度)	清瀬市一般廃棄物処理基本計画より

かんきょう豆知識

循環型社会の実現に向けて

現代社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした「一方通行」の経済システムから、地球環境と調和した「循環型」のシステムへと転換することが急務です。

さらに、循環型社会の概念は、単なる3R(リデュース・リユース・リサイクル)に留まらず、資源をごみにしない製品設計や、モノの共同所有(シェアリング)、モノの所有からサービスの利用(サービス化)といったビジネスモデルの変革へと進化しています。これを「サーキュラーエコノミー」(循環経済)と呼びます。私たちもモノを長く使い、修理し、シェアする行動をつうじてできるだけ資源の消費を抑え、環境負荷の少ない生活の実現に取り組んでいくことが重要です。

【基本施策の考え方】

ごみの発生抑制と資源の有効活用を目的に、リデュース・リユースの推進やごみ減量の取組を進めるとともに、食品ロス削減に向けた連携と啓発により、持続可能な社会の実現を目指します。

↳ 施策 1 リデュース・リユースの推進

- ごみの発生を抑制し減量化を図るため、ごみ分別アプリの普及、市民・事業者との連携を通じて取組を進めます。

↳ 施策 2 食品ロス対策の推進

- 小売業者と連携し、在庫管理や販売方法の工夫などにより廃棄物の発生抑制を図ります。
- 食品ロス削減に向けて、市民や事業者への啓発など意識の醸成を進めます。

かんきょう豆知識

食品ロスってなに？

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。

日本の食品ロスの量は、年間1人当たりで換算すると「51 kg」発生するとされており、これは年間1人当たりの米の消費量（54 kg）に相当します。つまり、1日あたりで考えると、ごはん茶碗約1杯分を捨てていることになります。

家庭からは主に食べ残し、直接廃棄、過剰除去が原因で食品ロスが発生しています。買い物や料理の仕方などを工夫して、食品ロスを減らすように心がけましょう。



食べ残し

食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの



直接廃棄

賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの



過剰除去

大きく切り取られた野菜のへたなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去されたもの

賞味期限と消費期限の違い、ご存知ですか？

【消費期限】は過ぎたら食べない

お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなどいたみやすい食品に表示

【賞味期限】は食べられるかを、五感を使って判断する

スナック菓子、カップめん、缶詰など品質が比較的にいたみにくい食品に表示

図 食品ロス削減普及啓発用パネル

出典：環境省ホームページ

基本施策 2-2

リサイクル・リニューアブルの推進

【基本施策の考え方】

循環型社会の実現に向けて、市民への周知や回収体制の強化によりリサイクルを推進するとともに、環境配慮素材の活用促進を通じて、循環型社会の実現を目指します。

└施策 1 リサイクルの推進

- 市民周知を通じて、資源化を促進するとともに、回収品目の拡大を図ります。
- 不燃ごみや粗大ごみの選別精度向上に努め、再資源化を推進します。
- 団体による資源の集団回収を支援し、資源循環の推進と地域連携の強化を図ります。

└施策 2 リニューアブルの推進

- 環境に配慮した素材を用いた製品の選択を促進し、循環型社会の実現を目指します。

基本施策 2-3

廃棄物適正処理対策

【基本施策の考え方】

環境や生活環境への悪影響を防ぐため、廃棄物の不適正処理を未然に防止する監視・指導体制を強化し、適正処理の徹底と信頼性の高い廃棄物管理を推進します。

└施策 1 廃棄物適正処理対策

- 廃棄物が不適正に処理されないよう監視や指導を強化し、適正処理の徹底を図ります。

◆◆◆ 市民・事業者の配慮指針 ◆◆◆

市民

● 5Rの推進について

- ✓ ごみの発生をできる限り抑え、減量するため、必要なものを見極めて購入し、不要なごみを減らすリデュースに取り組みましょう。日常生活ではマイバッグの使用や詰め替え製品の活用など、繰り返し使えるものを選び、リユースを心がけましょう。
- ✓ リサイクルを推進するため、ごみ分別アプリなどを活用しながら適正な分別に努めるとともに、資源回収に積極的に協力してリサイクルに取り組むことで、地域と連携して資源循環の輪を構築しましょう。

● 食品ロス対策、持続可能な消費について

- ✓ 食品ロス削減に取り組み、食べきれない量を購入し、食材の保存方法や賞味期限を確認することで無駄を減らしましょう。
- ✓ 再生素材やバイオマス素材を利用した製品、簡易な包装の製品を選択することで、環境に配慮された製品の普及を後押しし、持続可能な消費を推進しましょう。

事業者

● 事業活動における環境負荷の低減について

- ✓ 事業活動において廃棄物の発生抑制と資源循環を積極的に推進しましょう。製品の設計段階から不要な資源の使用を減らし、簡易包装や再利用可能な資材の導入を検討しましょう。また、販売や在庫管理の効率化に努め、食品にあたっては食品ロスの削減を実現しましょう。
- ✓ 廃棄物の分別や回収体制を整備し、再資源化を促進するとともに、再生素材やバイオマス素材などの環境配慮型素材を積極的に採用し、持続可能な製品づくりに努めましょう。

● 適正処理について

- ✓ 廃棄物の適正処理を徹底し、法令を遵守するとともに、従業員に対する環境教育を充実させ、組織全体で環境保全の意識を高めましょう。地域の資源回収活動や環境イベントに協力し、市民や行政と連携しながら地域社会の持続可能な発展に寄与しましょう。



基本方針 3 自然共生

関連する SDGs の目標



■ 基本施策

- 3-1 自然環境の保全・活用 (→p57)
- 3-2 生物多様性の保全・活用 (→p58)
- 3-3 農地の効果的利用 (→p59)

■ 数値目標 (KGI)

項目名	現状値	目標値	備考
身近な水辺や緑への親しみ	67.8% (令和5(2023)年度)	79% (令和17(2035)年度)	身近な水辺や緑に親しみを感じるかの質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計(清瀬市政世論調査)

かんきょう豆知識

ネイチャーポジティブの実現に向けて

ネイチャーポジティブとは日本語で「自然再興」と訳され、人間活動による自然の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを意味しています。

ネイチャーポジティブの実現を目指して、自然資本や生態系の保全や回復、気候変動対策、資源循環など、社会全体がさまざまな分野で連携しながら取り組むことが求められています。

企業活動においては、サプライチェーン全体で自然資本への依存や影響を評価し、生物多様性の保全・再生に資する活動を組み込むことが求められています。

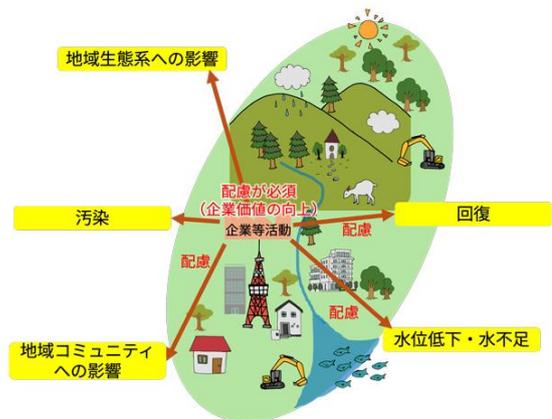


図 ネイチャーポジティブ実現に向けて企業などが解決すべき課題の例

出典：国立研究開発法人

産業技術総合研究所ホームページ

【基本施策の考え方】

水辺や緑の保全・活用を通じて、生物多様性の保全や潤いある空間の創出を図るとともに、市民や地域と連携した保全活動や緑化の推進により、自然と共生する豊かな環境づくりを進めます。

└施策 1 水辺の保全・活用

- 河川清掃などの市民によるボランティア活動を支援し、地域ぐるみの環境保全を推進します。
- 河川沿いの緑陰の確保や、水辺レクリエーションの拠点を形成し、市民が水とふれあえる場の確保に努めます。
- 多様な生きものが生息・生育できる水辺環境を整備し、生物多様性を保全します。
- 潤いや安らぎのある水辺空間の創出のため、都や近隣自治体と連携していきます。

└施策 2 緑の保全・活用

- 武蔵野を象徴する雑木林、屋敷林などの貴重な緑の保全・活用に努めます。
- 地域に適した植栽樹種を選定し、調和の取れた街路樹景観の整備に努めます。
- 清瀬市みどりの環境をつくる条例に基づき、建築物や敷地内の緑化を促進し、都市環境の質を高めます。
- 地域の身近な緑を継続的に維持・保全し、緑豊かなまちづくりを進めていきます。
- 市有林について、適切な保全・管理に努めます。
- 市内の良好な緑地を保全するため、緑地の公有地化を推進します。

かんきょう豆知識

「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」

「30by30 目標」とは、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15) (2022 年 12 月) で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」の中で、ネイチャーポジティブ (p.56 参照) の実現に向けた目標の一つとして位置付けられています。

目標の達成には、国立公園などの保護地域の拡張や管理の質の向上だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM: Other Effective area-based Conservation Measures) の設定・管理が必要であり、このため民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。



図 30by30 アライアンスロゴ

出典：30by30 の概要について (環境省)

基本施策 3-2

生物多様性の保全・活用

【基本施策の考え方】

生物多様性の重要性についての普及啓発や自然観察の機会を通じて市民の理解を深めるとともに、生態系への配慮や地域連携による保全活動を進め、多様な生き物が共生する環境の維持に取り組みます。

↳ 施策 1 生物多様性の普及

- 生物多様性の重要性について情報発信を行い、市民の意識向上を図ります。
- 地域の自然環境保全を総合的に進めるため、生物多様性戦略の策定を検討します。
- 市民が自然とふれあう機会を創出するため、専門家と連携した自然観察会を実施します。

↳ 施策 2 生物多様性の保全

- 市民や環境保全活動団体と連携した生態系の保全や自然再生の取組を推進します。
- 開発の際、生態系に配慮した工法を導入するなど、生きものや生息地への影響を最小限にとどめるよう配慮します。
- 生きものが安定的に生息できる場を守り、新たな生息域の創出を進めます。
- 自然環境を面的につなぐ生態系ネットワークの構築を図り、生物多様性の維持に努めます。
- 動物愛護のための啓発と情報発信を行います。
- 希少植物の盗掘を未然に防ぐため、監視体制や啓発活動の充実を図ります。
- 生態系への影響が大きい特定外来生物について、防除や普及啓発を推進します。

かんきょう豆知識

生物多様性ってなに？

生物多様性とは、全ての生きものが持つ多様な違いやそれらの関わりを指し、大きく①遺伝子の多様性、②種の多様性、③生態系の多様性の三つのレベルで考えることができます。

遺伝子の多様性

アサリの貝殻の模様が千差万別なことなど、同じ種でも遺伝子の違いによる多様な個性があることです。

種の多様性

大きなクマ、空を飛ぶトンボ、川で泳ぐ魚、ブナなどの樹木など、動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがあることです。

生態系の多様性

森林、湿原、里地里山、河川干潟、サンゴ礁など、いろいろなタイプの自然があることです。

自然界の様々なレベルにおいて違いがあり、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在しています。

【基本施策の考え方】

農地の保全と有効活用を通じて、地産地消や市民参加型の取組を推進し、地域経済の活性化と農業への理解を深めます。あわせて、持続可能な農業の実現に向けた支援と環境との調和を図ります。

└施策 1 農との共生

- 農地の保全及び有効活用と地元農業の推進を図るため、支援策の強化を検討します。
- 直売所の周知や学校給食への導入など、地元で生産された農産物の消費を促進し、地域経済や農業の活性化を支援します。
- 市民農園など市民が農業と直接触れ合う体験の場を提供し、農業への理解と関心の向上に努めます。
- 農業経営者への支援を強化し、持続可能な農地保全と農業の維持を図ります。
- 環境保全と農業生産を両立させる環境創造型農業の普及を進め、持続可能な農業の支援に努めます。

かんきょう豆知識

都市における農業の効果について

都市農業は、農産物を生産する以外に景観や交流の創出、食育・教育機会の提供など、多くの公的な機能を持っています。農業者のみなさんだけでなく、市や市民が協力して農地の保全と有効活用を進めることで、これらの効果の保全にもつながります。



図 都市農業の6つの機能

出典：「まちの畑は役に立つ！都市農業の多面的機能。」ホームページ

◆◆◆ 市民・事業者の配慮指針 ◆◆◆

市民

●身近な自然環境の保全について

- ✓ 本市の自然環境を未来へ引き継ぐため、水辺や緑地といった自然環境の美化や清掃活動にボランティアとして参加し、地域の環境保全の一翼を担うなど、身近な自然環境の保全に取り組みましょう。
- ✓ 日々の生活では、自然とのふれあいを大切にし、自然観察会や農業体験などに参加し、屋敷林や雑木林といった武蔵野の面影を残す緑を守る意識を持つなど、子どもたちを含む市民全体の環境意識の向上に努めましょう。
- ✓ 地元農産物の購入や直売所の利用を通じて、地域の農業と自然環境の共生に貢献しましょう。

●生物多様性の保全について

- ✓ 外来生物の放流や持ち込みを控え、野生生物や希少植物の採取を行わないなど、生物多様性を損なわないように努めましょう。家庭で飼育するペットについても、適正な管理と終生飼養を徹底し、地域の生態系に影響を及ぼさないよう努めましょう。

事業者

●事業活動における環境保全について

- ✓ 開発や建設を行う際には、生態系や自然景観への影響を最小限に抑えるよう配慮し、生物多様性に配慮した工法や緑化対策の積極的な採用を通じて、本市の自然環境と調和した持続可能な経済活動に努めましょう。また、緑化や屋上緑化、街路樹の保全にも積極的に取り組み、都市環境の質を高めることに取り組みましょう。
- ✓ 農業関連の事業者においては、環境創造型農業の導入を進め、化学肥料や農薬の使用を抑えつつ、持続可能な農業経営に取り組みましょう。食品小売業者などは、地元農産物の販促や地産地消の推進に協力し、地域の農地保全や経済循環に取り組みましょう。

●地域と連携した自然環境保全について

- ✓ 地域の自然資源を守る観点から、外来生物や希少植物に対する知識を深め、不適切な取り扱いの防止に努めましょう。環境イベントや自然保全活動への協賛・協力などを通じて、地域との連携を深め、自然共生社会の形成に貢献しましょう。



基本方針 4 安全・安心・快適

関連する SDGs の目標



■ 基本施策

- 4-1 公害防止対策 (→p62)
- 4-2 化学物質による汚染防止策 (→p63)
- 4-3 美しいまちの創造 (→p63)
- 4-4 道路・交通対策 (→p64)

■ 数値目標 (KGI)

項目名	基準値	目標値	備考
環境基準達成状況	各環境基準値 (大気、河川水質、騒音、ダイオキシン類)	各基準値を達成	大気については、光化学オキシダントを除く
歩行者による道路通行の安心さ	26.8% (令和 5(2023)年度)	38% (令和 17(2035)年度)	歩行者が周囲の道路を安心して通行することができるかの質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計(清瀬市政世論調査)

基本施策 4-1

公害防止対策

【基本施策の考え方】

生活環境の保全に向けて、大気・水質・騒音・振動などの調査や指導、生活排水対策の推進、悪臭・野焼きなどへの対応を通じて、市民や事業者と連携した公害防止に取り組み、安全・安心な環境づくりを進めます。

↳ 施策 1 安全・安心な環境づくり

- 生活環境を守るため、市民一人ひとりの行動変容を促す啓発活動を実施します。
- 大気調査、騒音・振動調査、水質調査、臭気調査などを継続実施するとともに、緊急時の対応の周知など安全対策も実施します。

↳ 施策 2 水環境の保全

- 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道への接続を推進します。
- 廃食用油や食べ残しを流さないなど、家庭でできる生活排水対策を普及します。
- 水の再利用や有効利用に関する情報提供を通じて、水資源の保全に対する意識の向上に取り組みます。

↳ 施策 3 大気質の保全

- 大気汚染防止法に規定する特定施設に対し法令に基づく指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。
- 自動車から公共交通機関、徒歩や自転車への移動手段の転換などを通じて自動車の使用抑制を図ります。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）について適切な情報提供を行っていきます。
- 野焼きなどの不適正な焼却行為などを監視し、その原因者に対しての指導を図ります。

↳ 施策 4 騒音・振動などの抑制

- 事業所・現場などからの騒音・振動・悪臭について、自主的な取組、規制・指導を通じた環境負荷の低減を図ります。

基本施策 4-2

化学物質による汚染防止策

【基本施策の考え方】

化学物質による健康や環境への影響を防ぐため、調査結果の報告を通じて市民の安心を確保するとともに、事業者への適正管理の指導を行い、安全・安心な環境づくりを進めます。

↳施策 1 化学物質対策

- 適正管理化学物質を年間一定量取扱う事業者に使用量などの報告を求めます。
- 適正管理化学物質の報告に基づき、事業者に対し適切な管理指導を行います。

基本施策 4-3

美しいまちの創造

【基本施策の考え方】

地域の自然や文化的資源を活かした景観形成や緑の保全を進めるとともに、市民と協働した清掃・美化活動や公共空間の適正管理により、魅力と調和のある美しいまちづくりを推進します。

↳施策 1 地域資源をいかした美しいまちづくり

- 都市計画事業や公共施設の建設などの際には、地域の特性を活かした景観の形成に努め、緑と樹木の保全を図ります。
- 市内にある緑と樹木、水辺、文化的財産などを積極的に守り、景観的要素の保全に努めます。

↳施策 2 協働による美しいまちづくり

- 地域住民による清掃・美化活動への支援を通じ、環境保全の輪を広げていきます。
- 東京都景観条例に基づき、都市景観についての市民の意識を高める啓発活動の推進に努めます。

基本施策 4-4

道路・交通対策

【基本施策の考え方】

安全・快適な移動環境を実現するため、生活道路や幹線道路の整備を環境に配慮しながら進めるとともに、公共交通や自転車の利便性の充実に努め、持続可能な交通体系を構築します。

↳ 施策 1 環境に配慮した道路整備

- 生活道路の整備について、安全で快適な移動の確保に努めます。
- 渋滞緩和や防災面の強化のため、未整備の幹線道路について環境対策を行いながら整備するように努めます。
- 地域の地形や機能を踏まえた市街地の形成を計画的に進め、住環境に配慮した環境対策を行いながら整備するように努めます。

↳ 施策 2 公共交通の利便性向上

- 都市計画道路整備の進捗に応じてバス路線を見直すなど、公共交通の利便性向上に努めます。
- 地域のニーズや利用状況などを踏まえ、「きよバス」の運行体制の見直しを検討します。

↳ 施策 3 自転車利用環境の整備

- 自転車利用を促進するため、自転車の走行環境の整備や自転車駐車場の計画的な整備に努めます。
- 自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全で快適な自転車利用を促進します。

↳ 施策 4 歩行者に配慮した環境の整備

- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安心して通行できる道路づくりに努めます。
- 夜間の安全確保のため、街路灯や防犯灯の設置・LED化（照度改善）に努めます。

◇◆◇ 市民・事業者の配慮指針 ◇◆◇

市民

●日常生活を通じた安全・安心・快適の実現について

- ✓ 安全で快適な暮らしを守るため、日々の行動の中に環境への配慮を取り入れていきましょう。生活排水やごみの適正な処理を通じて水質汚染や悪臭を防止し、台所では廃食用油や食べ残しを排水口に流さないなど、水質への負荷を未然に防ぐように努めましょう。
- ✓ 車の使用を減らし、自転車や公共交通機関を利用するなど、移動手段を見直すことで、大気汚染や騒音の軽減に取り組みましょう。
- ✓ 清掃活動への参加や地域の美化に協力し、住みよいまちづくりに貢献しましょう。
- ✓ 化学物質や騒音などの環境リスクに関する情報に関心を持つとともに、家族と共有するなど、安全・安心・快適な環境の実現に努めましょう。

事業者

●事業活動を通じた安全・安心・快適の実現について

- ✓ 環境と調和した安全・安心・快適なまちづくりの実現に向け、事業活動の中で地域の環境への影響を抑制するため、工場や事業所から発生する騒音・振動・悪臭については、法令遵守だけでなく、自主的な環境対策や近隣住民への配慮に努めましょう。また、大気汚染の防止に向けて、特定施設の適切な管理を行いましょう。化学物質を取り扱う場合には、安全な保管・管理体制を整え、漏洩や流出の防止を徹底しましょう。
- ✓ 建築や開発に携わる業種では、地域景観や緑の保全に配慮した設計と施工を行い、良好な景観の形成に取り組みましょう。店舗や事業所周辺の清掃、美化活動を通じて、地域住民との協調を図りましょう。



基本方針 5 人づくり・協働

関連する SDGs の目標



■ 基本施策

- 5-1 持続可能な地域を育む人づくり (→p67)
- 5-2 協働による取組の推進 (→p67)

■ 数値目標 (KGI)

項目名	現状値	目標値	備考
環境に関するイベントへの参加率	13% (令和6(2024)年度)	20% (令和17(2035)年度)	環境に関するイベントへの参加についての質問に対して、「自ら進んで、参加・経験したことがある」「家族や知り合いに誘われて、参加・経験したことがある」と回答した人の割合の合計(第三次清瀬市環境基本計画策定に伴う市民アンケート調査)

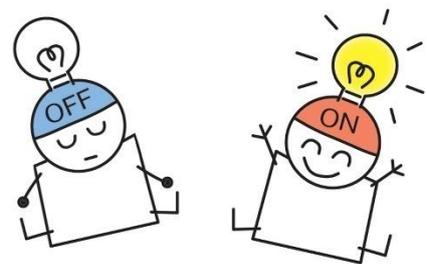
かんきょう豆知識

行動変容とは(エコ活動を「習慣」に!)

エコ活動(環境にやさしい行動)の浸透には、一人ひとりが今までの行動を見直すことが不可欠です。このため、近年注目されているのが「行動変容」という考え方であり、望ましい行動を自発的に選択し、それを習慣化していくプロセスを指します。

このプロセスは、「関心なし→関心あり→準備→実行→維持」という5つのステージで考えられています。まずは地域の環境問題に関心を持ち、小さな一歩を踏み出し、そして行動を継続することで、やがてエコ活動が無理なく続けられる「日常」になります。

みなさんもエコ活動を、今日から意識して取り組んでみませんか?



【基本施策の考え方】

持続可能な社会の実現に向け、市民が主体的に学べる環境を整備し、地域の多様な主体との連携・協力による環境教育を充実させるとともに、講座やボランティア活動を通じて環境意識の向上と人材育成に取り組みます。

└施策 1 環境学習の場づくり

- 市民の誰もが学習できる場を整えるため、市内にある公共施設が活用できるように努めます。

└施策 2 環境教育・学習の推進

- ESD（持続可能な発展のための教育）の視点を取り入れた環境教育・環境学習を推進します。
- 学校や地域団体との連携により、多様な場面での環境学習の充実を図ります。
- 子どもが身近な環境問題を考える力を育むため、学校での環境教育の充実を図るよう努めます。
- 環境問題についての理解を深めるため、環境に関する講座を開催し、必要な支援に努めます。
- 専門的な知見を活かすため、外部団体との連携による教育活動の推進を図ります。
- 市民や事業者と連携し、地域の環境活動を担う環境リーダーの育成を推進します。

└施策 3 ボランティア活動の推進

- 地域の環境保全に貢献するボランティア活動への参加を促し、活動の輪の拡大を図ります。

【基本施策の考え方】

市民・事業者・行政が連携し、地域全体で環境保全に取り組む体制を構築するとともに、国・都・関係機関との協働や市民意見の反映を通じて施策の質の向上を図ります。

└施策 1 多様な主体との連携

- 市・市民・事業者が連携して、地域全体で環境保全に取り組む体制づくりの構築に努めます。
- 環境課題への対応を強化するため、国・都・関係機関と連携し取組を進めます。
- 環境施策の質の向上に向けて、市民や有識者の意見を反映する仕組みを整えます。

◆◆◆ 市民・事業者の配慮指針 ◆◆◆

市民

●自発的な環境学習の実施について

- ✓ 市内の環境講座などに主体的に参加し、持続可能な発展を目指す ESD の視点を理解・実践するなど、清瀬市の未来を支えるために環境について主体的に学び、自ら行動を起こしましょう。市などが主催する環境講座などの学習の機会に積極的に参加し、身近な環境問題に関心を持ち、自ら考え行動しましょう。

事業者

●市や地域と連携した環境保全

- ✓ 従業員に対して持続可能な発展について理解するための研修や環境講座へ積極的に参加を促すことで、専門的知見を取り入れた教育活動を推進しましょう。また、地域の環境ボランティア活動への参加や支援を通じて、地域社会との協働を深め、環境保全に積極的に取り組みましょう。

かんきょう豆知識

ESD（持続可能な発展のための教育）とは？

ESD とは、Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な社会の担い手を育む教育」のことであり、環境・経済・社会の課題を自らの問題として捉え、より良い未来を創り出す力を育む教育の考え方です。

地域の自然環境を守る取組や資源循環の実践、災害への備え、多文化共生など、多様なテーマを通じて、子どもから大人まで誰もが学び、行動を変えていくことを目指します。このため、ESD は、単なる環境教育にとどまらず、地域の未来を支える人づくりそのものであり、市民一人ひとりの学びと実践が、持続可能な社会の実現につながります。

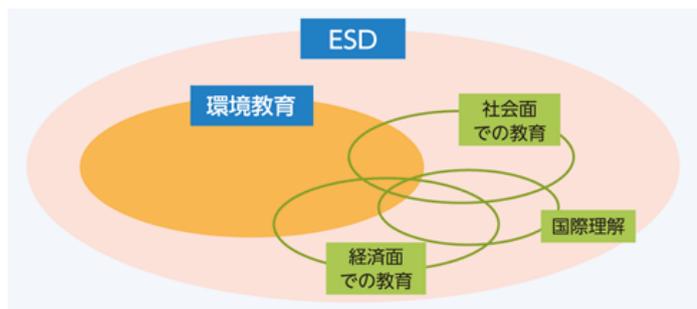


図 ESD の考え方のイメージ
出典：平成 26 年環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

第5章 計画の推進方策

Ⅰ 推進体制

本計画の推進にあたっては、清瀬市環境審議会をはじめ、清瀬市環境基本計画策定委員会、各担当課及び事務局（環境課）が、相互に連携を図りながらそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

■清瀬市環境審議会

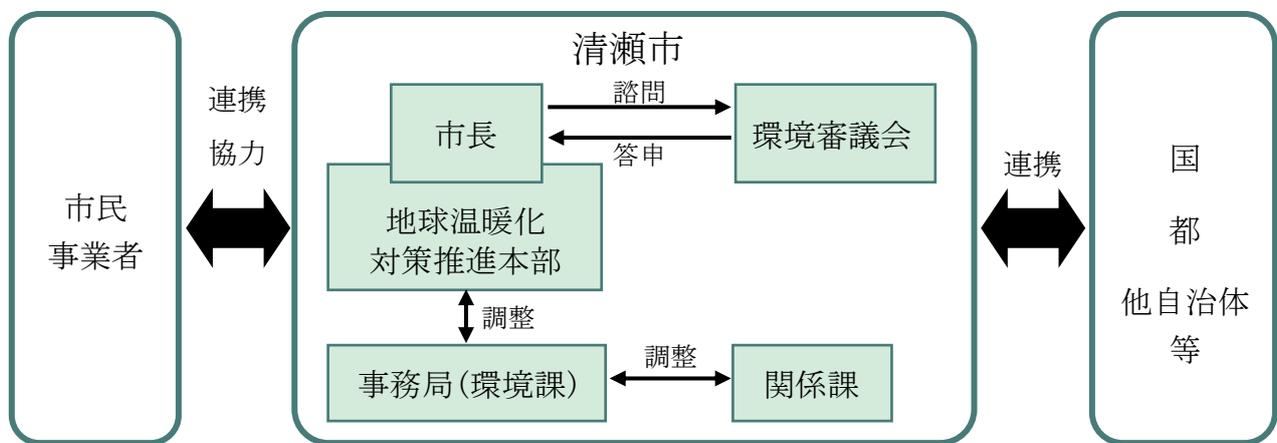
清瀬市環境基本条例に基づく市長の附属機関です。学識経験者や市民、事業者の参加のもと、環境基本計画の進行管理に対する評価をはじめ、環境の保全に関して、多方面にわたる専門的知識と広い視野に立った多角的な検討を行い、時代に適した判断を示していく役割を担います。

■清瀬市地球温暖化対策推進本部

環境施策に関する庁内横断的な組織とし、施策の推進や環境基本計画全体の進行管理について、検討及び総合的調整の役割を担います。

■広域的な連携

気候変動への対応、生物多様性保全のための緑の連続性の確保、河川環境の流域保全、廃棄物処理の実施など、広域的な環境課題の解決については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて国、都、周辺自治体と密接に連携し取り組んでいきます。また、そのために日頃よりこれらの主体と情報を共有し、強固なネットワークの構築を図ります。

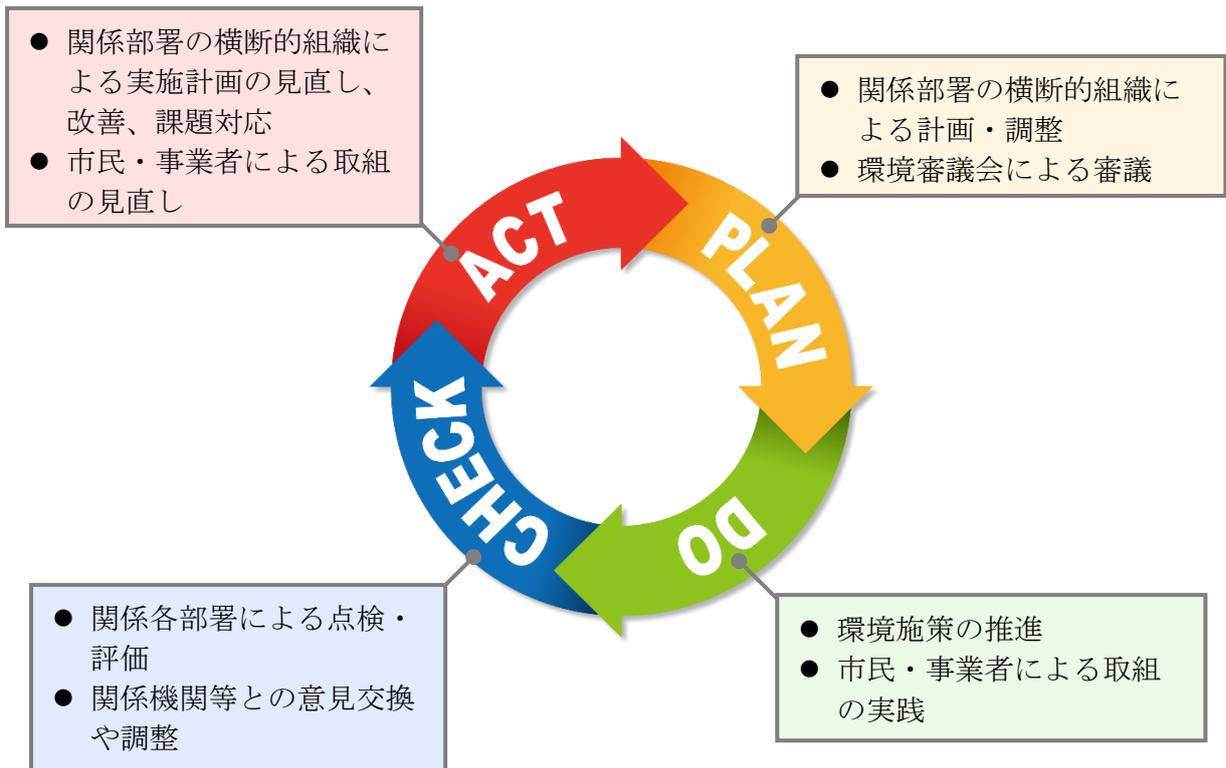


計画の推進体制

2 進行管理

1) 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。本計画の進行管理として、PDCA サイクルを繰り返すことにより、取組の実効性を確保します。



PDCA サイクルのイメージ

2) 実施・運用、点検・評価、見直し

本計画では目標ごとに具体的な数値目標を設けており、毎年度数値を把握することで施策の実施状況の把握・評価を行います。また、施策ごとに具体的な取組を整理した清瀬市環境基本計画実行計画に基づいて、各取組の進捗状況についても把握・評価を行います。

さらに、把握した施策の実施状況などは、毎年度、年次報告書として取りまとめ、清瀬市環境審議会に報告するとともに、市ホームページなどを通じて公表し、評価を受けます。

資料編



資料 1. 用語集

資料 2. 策定体制

資料 3. 計画策定の経過

資料 4. 市民意識調査

資料 5. 清瀬市環境基本条例

資料 6. ゼロカーボンシティ宣言

資料Ⅰ.用語集

アルファベット	
3 R (すりーあーる)	Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル：資源として再び利用する)の頭文字をとった、3つのアクションの総称。
5 R (ごあーる)	上記3RのReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル：資源として再び利用する)に加え、Refuse(リフューズ：断る)、Repair(リペア)の頭文字をとった、5つのアクションの総称のこと。
CCUS (しーしーゆーえす)	「CCS(Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素(CO ₂)回収・貯留)」と「CCU(Carbon dioxide Capture and Utilization：二酸化炭素(CO ₂)回収・利用)」の2つの言葉を合わせた造語のこと。
ESD (いーえすでいー)	Education for Sustainable Development(エデュケーション・フォーサステイナブルデベロップメント)の略称。「持続可能な開発のための教育」と訳され、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動などの変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。
FIT (ふいつと)	Feed-in Tariff(フィードイン・タリフ)の略称。再生可能エネルギーによる発電した電気を、電力会社が一定期間固定価格で買い取る制度のこと。
FIP (ふいつぷ)	Feed-in Premium(フィードイン・プレミアム)の略称。再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格(FIP 価格)と市場価格の差額をプレミアム額として交付する制度のこと。
G7広島首脳コミューケ (じーせぶんひろしまし ゆのうこみゆけ)	グローバルな課題に対処し、より良い未来に向けた方針を定めるとの決意において、令和5(2023)年5月19日～21日に広島で開催された、主要先進7ヶ国による共同声明のこと。
GX (じーえつくす)	Green Transformation(グリーン・トランスフォーメーション)の略称。気候変動による環境問題の深刻化を背景に、2050年カーボンニュートラルや、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済と環境及び社会の好循環を生み出す、経済社会システム全体の変革のこと。
JCM (じえいしーえむ)	Joint Crediting Mechanism(ジョイント・クレジットメカニズム)の略称。途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度のこと。
KGI (けーじーあい)	事業所や自治体が最終的に達成する数値目標のこと。
LED (えるいーでいー)	Light Emitting Diode(ライトエミッティング・ダイオード)の略称。光を発する半導体で、これを光源としているのがLED照明。従来光源の白熱灯や蛍光灯に比べ、消費電力が少ない、点滅や調光の制御特性が優れている、寿命が長いなどの特徴がある。
LNG火力 (えるえぬじーかりよく)	LNG(Liquefied Natural Gas：液化天然ガス)を燃料とする火力発電のこと。
PFOA・PFOS (ぴーふおあ・ぴーふお す)	いずれも有機フッ素化合物(PFAS)の一種のこと。環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用などが規制されている。

P D C A サイクル (ピーでいーしーえーさ いくる)	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(対策・改善)の4つのプロセスを繰り返し、目標達成や業務改善を行うフレームワークのこと。
Z E B (ぜぶ)	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。高効率設備や再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロとすることを目指した建築物のこと。現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEB(『ZEB』(ゼブ)、Nearly ZEB(ニアリー・ゼブ)、ZEB Ready(ゼブ・レディ)、ZEB Oriented(ゼブ・オリエンテッド))を定性的及び定量的に定義している。
Z E H (ぜっち)	Net Zeror Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。家庭で使用するエネルギーと太陽光発電などで作るエネルギーのバランスをとり、年間のエネルギー消費量を実質的にゼロ以下にする住宅のこと。
Z E V (ぜつといーぶい)	Zero Emission Vehicle (ゼロエミッション・ビークル)の略称。走行時にCO ₂ などの排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと。
S D G s の ウ ェ デ ィ ン グ ケーキモデル	SDGsにおける17の目標を「生物圏」「社会圏」「経済圏」の三階層に分けたモデルのこと。

あ行

アジアゼロエミッション 共同体(AZEC)	AZEC パートナー国(豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム(アルファベット順))が参加し、域内のカーボンニュートラル/ネット・ゼロ排出に向けて協力するための枠組みのこと。
アジェンダ	会議の際、参加者が事前に内容を把握するのに用いる文書のこと。
一酸化二窒素(N ₂ O)	窒素酸化物の一種である、亜酸化窒素のこと。大気中で紫外線によって分解されることで一酸化窒素を生成し、オゾン層を破壊する。
ウェルビーイング	well(よい)と being(状態)からなる造語のこと。世界保健機関(WHO)では、「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される(翻訳)」とされる。
エコドライブ	CO ₂ の排出を抑え、地球環境に配慮した運転方法のこと。アクセルを踏む際の姿勢や踏み方などから実践可能とされる。
屋上緑化	建築物の断熱性や景観の向上などを目的に、屋上に植物を植えて緑化すること。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。地球温暖化対策推進法では、CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの7種類のガスと定められている。

か行

カーボンハーフ	東京都において令和12(2030)年を目標に都内から排出されるCO ₂ などの温室効果ガスを平成12(2000)年比で半減(ハーフ)させることを目指すローガンのこと。
カーボンプライシング	企業などが排出するCO ₂ (カーボン、炭素)に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法のこと。主な手法として、企業などが排出したCO ₂ に対して課税する「炭素税」や、企業ごとに排出量の上限を決め、その余剰を取引する「排出量取引制度」がある。

外来生物	本来その地域に生息していない、他の地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。
海洋熱波	海水温が過去数十年と比較して、顕著に高い状態が数日続く現象のこと。
河岸段丘	地殻変動や浸食基準面の変動により、浸食と体積のバランスから段階的に土地が変形する現象のこと。
金山調節池	東京都による柳瀬川の改修工事の一環として洪水対策を目的に、平成6(1994)年に整備された調節池のこと。
空堀川	清瀬市で柳瀬川と合流する、都内を流れる一級河川のこと。
環境基準	環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められている基準のこと。騒音・振動や大気など様々な生活環境に対して定められている。
環境配慮素材	環境や生態系に配慮し、原料調達、製造、販売といったプロセスにおいて、持続可能性に配慮した素材のこと。
地球の環境収容力 (プラネタリー・バウンダリー)	本計画における地球の環境収容力とは、人々が地球上で持続的に生存していくために、気候変動や大気汚染、生物多様性の喪失など、さまざまな形で地球環境に与えているマイナスの影響に対して、守るべき境界線を示した概念のこと。
緩和策	本計画における「緩和」とは、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを指す。
気候変動	長期間にわたって気温、降水量、雲などの気候平均や変動性が変化する現象のこと。
基準年	温室効果ガスの削減目標を算定する時に基準とする年のこと。
希少植物	「種の保存法」に基づき定義された、人為的影響によって絶滅の恐れのある国内植物のこと。
協働	市民・事業者などと市とが適切な役割分担のもと、協力してまちづくりなどに取り組むこと。
清瀬市環境審議会	市の環境保全などに関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議するため、清瀬市環境基本条例第14条に基づき、設置された審議会のこと。
清瀬市ごみ分別辞典 (ごみサク)	市が提供している「ごみの出し方」や「分別方法」を検索できるサービスのこと。アプリ版も存在する。
きよバス	清瀬市を走るコミュニティバスのこと。
クールスポット	熱中症予防を推進するため、「熱中症特別警戒アラート」などが発表された際に、一時的に暑熱から避難し、涼むことができる場所のこと。
光化学オキシダント	工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの紫外線を受けることで生成される、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの物質のこと。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。
さ行	
災害レジリエンス	災害における困難な状況下でも基本的な機能などを保持し、しなやかに回復できる力のこと。
再エネ電力	再生可能エネルギーを供給源としたクリーンな電力のこと。
再生可能エネルギー	温室効果ガスを排出しない太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどのエネルギー源のこと。

再生航空燃料(SAF)	「持続可能な航空燃料(Sustainable Aviation Fuel)」のこと。廃食油や木くず、サトウキビから製造され、その過程で CO ₂ を吸収するため、全体として見れば大気中の CO ₂ が増加しない燃料とみなすことができる。
暫定目標値	水質管理目標設定項目として給水栓水(蛇口)において、暫定目標値(合算で 50ng/L)が設定されている。50ng/L は体重 50kg の人が一生涯にわたりこの濃度の水を 1 日当たり 2L の量を摂取したとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値とされている。
三フッ化窒素(NF ₃)	無色・無臭・有毒・可燃・助燃性を有する、無機化合物のこと。温室効果ガスであり、半導体分野でエッチングガスとして使われることから、使用が増加傾向にある。
事業継続計画(BCP)	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
次世代エネルギー	再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーのこと。次世代エネルギーに含まれるエネルギーの種類に定義はない。
循環型社会	従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、限りある資源の消費量を減らし、再資源化を図るなどにより、持続可能な形で循環型利用を目指した、環境負荷を出来るだけ少なくした社会のこと。
食品ロス	まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費などの各段階において廃棄されること。
水質汚濁防止法	事業所などからの排水を規制し、生活排水対策の実施を推進することで、公共用水域や地下水の汚濁防止を図る法令のこと。
循環経済 (サーキュラーエコノミー)	使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動に対する、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体の在り方のこと。
水素エネルギー	水素が持つ、生産が容易で、CO ₂ を排出しない特徴を利用、水素を新エネルギーとして活用する取り組みのこと。
生産緑地	市街化区域内の農地のうち、公共施設などの敷地として適している農地(本市では 300 m ²)で、建築行為などを許可制により規制し、都市農地の計画的な保全に資するものこと。
生態系ネットワーク	河川や森林、都市部などを連続した空間として結び付け、そこにある自然環境を有機的に結びつけて、ネットワークしたもののこと。生物多様性の保全・再生において、各種の生態系機能を回復させることができる可能性を有する手法のひとつ。
生物季節	植物も動物も、ほとんどの生物は季節性を持っており、それぞれの生物が気温や日照時間などの気象条件の季節的な変化を感知することで生じている。この生物の季節的な応答のことを生物季節といい、英語では Phenology(フェノロジー)という。
生物多様性	生物種の多様さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。自然の生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種及びその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念である。
生物多様性白書	環境省が作成している環境白書の一部であり、生物多様性の損失や持続可能な生産と消費の実現に関するテーマを扱う年次報告書のこと。

ゼロエミッション	人間の活動から排出される廃棄物や温室効果ガスをゼロにする試みのこと。平成 6(1994)年に、国連大学国際連合大学(UNU)の学長顧問であるグンダー・パウリ氏が提唱した言葉。
ゼロカーボンシティ	令和 32(2050)年に温室効果ガス又は CO ₂ の排出量を実質ゼロを目指すことを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。
扇状地	河成堆積低地の小地形の一種であり、山地を流れる河川が運搬した砂礫が、谷口を頂点として扇状に堆積した地形のこと。
雑木林	平野部(台地)の農耕地に隣接するクヌギやコナラ、エゴノキなどの落葉広葉樹を主体とした二次林で、かつてはこうした雑木林が、農地の土壌や作物の保護(耕地防風林)、薪炭の生産、堆肥用落ち葉の採集など、生活に重要な役割を果たしていた。
総資源化率	資源化率を示す値の一つ。資源ごみからの資源化量と、収集後資源化量、集団回収量の総和から、総ごみ量と集団回収量の合計を割った値。
た行	
大気汚染防止法	大気汚染に対して、国民の健康を保護し、生活を保全することを目的に制定された法律のこと。排出される物質や、排出元の種類、規模ごとに、様々な基準が設けられている。
第六次環境基本計画	環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める環境基本計画の第六次版のこと。令和 6(2024)年 5 月 21 日に閣議決定された。
第 6 の大量絶滅時代	過去に地球に起こった 5 回の大量絶滅になぞらえ、生物多様性が急速に失われる現代を 6 回目の大量絶滅とする考え方のこと。
太陽光発電	太陽光によって発電を行う方法のこと。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウムなどの半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用している。
脱炭素社会	CO ₂ などの温室効果ガスの排出を抑制した上で、植樹や緑の保全などによる吸収量を確保することにより、全体として温室効果ガスの排出量ゼロを実現する社会のこと。
地域気候変動適応計画	気候変動適応法に基づき、都道府県や市町村などが主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画のこと。
地下水涵養	地下水を蓄える一連の取組のこと。農業や工業に地下水を用いるにあたり、持続可能な水資源の確保を目的とする。
蓄電池	電気を貯めることができる装置のこと。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを利用する際に、発電した電気を蓄えておくことで、必要な時に使用することができる。また、停電時にも備えることができる。
地産地消	「地域生産地域消費」や「地元生産地元消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりなどから、地場産業の活性化や輸送エネルギーの削減を目的に、地方自治体などによる地産地消の推進が行われている。

地盤沈下	地盤が収縮や陥没により、相対的に沈下する現象のこと。地下水の過剰揚水など、人為的な原因でも発生する。
地方創生	人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な一極集中を是正することにより、すべての国民が多様な幸せを実現する社会を目指す取組のこと。
低炭素	本計画における炭素排出量の少ない社会を目指す取組のこと。
適応策	本計画における「適応」とは、気候変動に対応した、被害の回避・軽減対策のこと。
透水性塗装	雨水を直接地中に浸透させる舗装工法のこと。アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間ができるようにすることにより、地下水涵養だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果がある。
都市計画事業	都市計画決定したのちに、事業化する都市計画のこと。都道府県知事の認可のもとに実施される。
都市農地	「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」に定義される都市農業の農地のこと。
な行	
中里緑地保全地域	柳瀬川の支流である空掘川に面した河岸段丘斜面に広がる雑木林のこと。東京都の自然保全地域に指定されている。
ネット・ゼロ	正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉のこと。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取組で吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。
燃料電池	水素をはじめとした燃料と酸素などの酸化剤を用いて、酸化還元反応によって電気に変換する電池のこと。触媒として酵素や微生物を用いたバイオ燃料電池もその一つ。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用するため、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設などを表示した地図のこと。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	炭素とフッ素からなる化学物質のこと。オゾン層破壊効果はないが、強力な温室効果を有する。
バイオマス	本計画でのバイオマスは生物由来の資源、およびそれを原料とした素材のこと。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	フッ素と炭素の化合物の一つのこと。フロン排出法における「フロン類」に該当し、オゾン層を破壊する効果がある。
パブリックコメント	行政が計画などを制定するに当たって、事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集すること。
バリューチェーン	原材料の調達に始まり、商品の製造・出荷・販売・サービスといったビジネスの流れを「価値の連鎖」として分析し、各セクションを経て加わる価値に着目する考え方。
ヒートアイランド現象	人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンなどの人口排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるといった問題が顕在化している。

微小粒子状物質(PM _{2.5})	浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれる。
ビオトープ	本来の意味は生物群集が生息する空間のこと。本計画では、人口的に整備された水圏環境という意味で用いられている。
冬日	最低気温が0°C未満の日のこと。
プラットフォーム	行政機関がサービスを提供するための基盤やシステムのこと。企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省など協力して、情報共有やプロジェクトの進行を効率化するためチームを組んで事業などを推進する。
ブルーカーボン	沿岸・海洋生態系が光合成によりCO ₂ を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。CO ₂ の吸収効果や環境保全に期待される。
ペロブスカイト太陽電池	ペロブスカイト鉱物の結晶構造を利用した太陽電池のこと。従来の太陽電池と比較して、軽量かつ柔軟なことから設置の自由度が高いとされ、製造が容易かつ材料にレアメタルを必要としない点からコストの低減が期待される。
「ボトル to ボトル」 水平リサイクル	リサイクル前と後で用途を変えない資源循環の方法のこと。
ま行	
マイクロプラスチック	直径数ミリメートルかそれ以下の大きさに再編化された微小なプラスチック類の総称。海に流れ出て海洋を漂い(海洋ゴミとなり)、海洋生物が誤食することで、生物の発育不良や有害物質の生体濃縮が生じる可能性がある。ひいては水産資源の減少や有害化、生体バランスの崩壊などが生じる懸念につながる。
真夏日	最高気温が30°C以上の日のこと。
無形資産	データや技術のような、形を持たない資産のこと。
メタネーション	二酸化炭素と水素からメタンを合成する技術のこと。都市ガスにおける天然ガスが占める割合を合成メタンに置き換えることを狙いとしている。
猛暑日	最高気温が35°C以上の日のこと。
や行	
屋敷林	一般に、農家などにおいて、防風や防雪を目的に建物の周りに植栽された林のこと。本市では、スギ、ヒノキなどの高木が多く見られる。
柳瀬川	東京都と埼玉県の間を流れる河川のこと。洪水が頻繁に起こることから平成6(1994)年に金山調節池が作られた。
ら行	
リデュース	3Rの一つに数えられる、資源の消費とごみの元の発生を減らす取組のこと。
リユース	3Rの一つに数えられる、繰り返し使うことでごみを減らす取組のこと。
六フッ化硫黄(SF ₆)	硫黄の六フッ化物であり、無毒、無臭、無色、不燃の気体のこと。人口の温室効果ガスであり、HFCs、PFCsと共に京都議定書で地球温暖化防止排出抑制対象ガスの1つに指定されている。

資料2. 策定体制

■清瀬市環境審議会

会 長： 服部 研之

副会長： 渡邊 正宏

氏名	構成	所属	期間始	期間終
田口 信太郎	市民	—	R6. 4. 1	R8. 3. 31
長田 順孝	市民	—	R6. 4. 1	R8. 3. 31
今田 俊彦	市民	—	R6. 4. 1	R8. 3. 31
村野 栄一	事業者	清瀬市都市農政推進協議会	R6. 4. 1	R8. 3. 31
芦澤 毅士	事業者	清瀬商工会	R6. 4. 1	R8. 3. 31
渡邊 正宏	市民団体の代表	清瀬の自然を守る会	R6. 4. 1	R8. 3. 31
織田 祐輔	市民団体の代表	清瀬環境市民協議会	R6. 4. 1	R8. 3. 31
服部 研之	学識経験を有する者	明治薬科大学	R6. 4. 1	R8. 3. 31
松本 周	関係行政機関職員	多摩小平保健所 生活環境安全課	R6. 4. 1	R7. 3. 31
大山 明日子	関係行政機関職員	多摩小平保健所 生活環境安全課	R7. 4. 1	R8. 3. 31
船木 克彦	関係行政機関職員	多摩環境事務所 環境改善課	R6. 4. 1	R8. 3. 31

■清瀬市環境基本計画策定委員会

委員長： 新井 正義

副委員長： 小林 真吾

氏名	所属部課
小林 真吾	経営政策部
北村 翔平	総務部総務課
深田 恵一	総務部防災防犯課
西川 直宏	生涯健幸部健康推進課
新井 正義	市民環境部環境課
綾 乃扶子	都市整備部都市計画課
佐伯 圭一	都市整備部道路交通課
佐藤 信明	都市整備部水と緑と公園課
植田 雅康	都市整備部下水道課
大野 英武	教育部教育企画課

資料3. 計画策定の経過

年月日	会議など	主な検討事項
令和6（2024）年 9月25日	令和6年度 第1回 清瀬市環境審議会	・計画概要について審議
10月16日～10月31日	清瀬市の環境に関する市民・事業者アンケート調査の実施	・16歳以上の市民1,500人 ・市内500事業所
11月30日	第1回 きよせ環境みらい ワークショップ	・市民を対象として、清瀬市の環境についてワークショップを開催
令和7（2025）年 2月3日	令和6年度 第1回清瀬市環境基本計画策定委員会	・計画策定の考え方及び骨子案について審議 ・アンケート、ワークショップ実施結果報告
2月21日	令和6年度 第2回 清瀬市環境審議会	・計画策定の考え方及び骨子案について審議 ・アンケート、ワークショップ実施結果報告
3月1日	第2回 きよせ環境みらい ワークショップ	・市民を対象として、清瀬市の環境についてワークショップを開催
5月1日	令和7年度 第1回清瀬市環境基本計画策定委員会	・環境未来像、施策（案）について審議
6月20日	令和7年度 第1回 清瀬市環境審議会	・環境未来像、施策（案）について審議
8月5日	令和7年度 第2回清瀬市環境基本計画策定委員会	・計画素案について審議
10月3日	令和7年度 第2回 清瀬市環境審議会	・計画素案について審議
10月15日～11月14日	パブリックコメント	・計画素案についてパブリックコメントを実施
12月8日	令和7年度 第3回清瀬市環境基本計画策定委員会	・パブリックコメント結果について ・計画原案について審議
令和8（2026）年 1月15日	令和7年度 第3回 清瀬市環境審議会	・パブリックコメント結果について ・計画原案について審議
1月20日	答申	・清瀬市環境審議会会長より、市長に答申

資料4. 市民意識調査

1) アンケート調査

① 調査概要

■調査の目的

本調査は、第3次清瀬市環境基本計画の策定にあたり、本市における課題を洗い出すとともに、今後の本市の環境施策を推進するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

項目		市民		事業者	
調査対象		市内に住む16歳以上の市民		市内の事業所	
調査時期		令和6(2024)年10月16日~10月31日			
発送数		1,500通		500通	
回収数	紙	339通	440通	121通	148通
	Web	101通		27通	
回答率		29.3%		29.6%	

② 市民アンケート結果の概要

●身近な地域の環境について

└住んでいる地域の環境の変化

今の方が良くなったと捉えている人の割合が高かった項目が「ごみ出しなどのマナーや分別収集」「ごみの減量やリサイクルの推進」でした。一方で、以前の方が良かったと捉えている人の割合が高かった項目が「雑木林や畑の緑の豊かさ」「身近な公園や広場の使いやすさ」となっていました。

└住んでいる地域の環境の満足度

満足の割合が高かった項目が「空気のきれいさ」「川の水のきれいさ」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」でした。一方で、不満の割合が高かった項目が「安全で快適な歩行、自転車利用の空間」「ポイ捨てや不法投棄の状況」「身近な公園や広場の使いやすさ」となっていました。

●環境に関する個人の考え方について

└環境問題への関心

関心があると回答した人の割合が約 8 割を占め、高いことがわかります。年代別にみると、若い世代の関心度が低くなっています。

└関心のある環境問題

「夏場の高温化」「集中豪雨などの極端な気象」「樹林地や農地の減少」と回答した人の割合が高く、温暖化による影響に関心を寄せている人が多くなっていました。

└環境保全活動

自ら進んで、参加・経験したことがあると回答した人の割合が高かった項目が「ごみ拾いなどの清掃活動」「農作物の収穫体験」、また、参加したことがないが、参加・経験してみたいと回答した人の割合が高かった項目が「公園や道路などの緑化活動」「地球温暖化や野生生物の減少など環境問題に関する学習会」となっており、これらの活動に関心が高いことがわかります。

└参加してみたい環境イベント

「体験型イベント（自然体験、観察会、見学会など）」「専門家による講座、セミナー、展示会など」と回答した人の割合が高く、市民の参画や啓発を進める上で効果的であると考えられます。

●これからの環境政策について

└環境を保全するため、行政はどのようなことを優先して取り組むべきだと思うか
各分野について、以下に示す取組を求める意見が多くなりました。（上位 2 つ）

低炭素	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設（学校や役所など）への 100%再生可能エネルギー由来電力や、再生可能エネルギー設備の導入推進 ● 公共施設（学校や役所など）の断熱・省エネリフォームなど、省エネ化の推進
循環	<ul style="list-style-type: none"> ● 店頭での資源回収など、民間事業者による資源回収の推進 ● 分別・削減方法の周知啓発などによる、家庭や事業所から排出されるごみの削減
共生	<ul style="list-style-type: none"> ● 柳瀬川などの水辺の美化活動など、水環境を守り、活用する取組の促進 ● 生産緑地や雑木林の保全、活用
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路の整備や公共交通の充実、歩道や自転車専用道路の整備による、安全・安心な交通環境の確保 ● 空き地・空き家の適切な管理の促進
協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育の推進による、将来を担う子どもたちの環境意識の向上 ● 市内の環境の現状や課題についての情報発信

└環境教育や環境学習をどのように進めるべきか

「学校での子どもたちへの環境教育を充実させる」「市内の川や雑木林など自然のなかで環境の大切さを実感できるイベントなどを実施する」と回答した人の割合が多く、学校での教育や地域の自然環境の活用に期待する意見が多くなっています。

●気候変動への適応について

└「適応」についての認知度

「知らなかった」と回答した人の割合が7割を占めており、あまり認知されていないことがわかります。

└身近な地域の気候の変動による影響

「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」と回答した人の割合が高くなりました。

③ 事業者アンケート結果概要

●事業所における環境活動について

└事業活動と環境問題との関連について

事業活動と関連があると回答した環境問題について、「産業廃棄物の排出」「騒音・振動」「まちなみ景観」と回答した事業者の割合が高くなっており、関連がないと回答したものについては「地盤沈下」「開発による自然環境への悪影響」が高くなっています。

└事業所の環境活動について

環境活動について「現状実施している範囲で取組を維持したい」「省エネなど、事業活動にメリットのある範囲で取り組みたい」と回答した事業者の割合が高くなりました。

また、すでに取り組んでいる活動は「ごみの分別や資源化」「電気をこまめに消すなど、節電の推進」「両面印刷、使用済みの用紙や封筒の再利用による紙ごみの減量化」が多くなっています。

一方で、取組を進める上での課題として、「資金の不足」「人材の不足」「ノウハウの不足」が多くなっていました。

㊦他の団体などと連携した環境活動

他の団体などと連携した活動について、最も多い回答が「機会があれば活動したい」、次いで「活動する予定はない」となっており、連携による環境活動に関心を持っている事業者が多いことがわかります。

㊦市が進める取組と協働できる分野

「環境に関する情報提供」「行政が行う環境活動（美化活動・イベントなど）への参加・人材派遣」と回答した事業者が多くなっていました。

㊦事業活動への影響が大きい環境問題

「猛暑日の増加」「ゲリラ豪雨の増加」と回答した事業者が多く、気候変動による影響が懸念されています。

●これからの環境政策について

㊦環境を保全するため、行政はどのようなことを優先して取り組むべきだと思うか各分野について、以下に示す取組を求める意見が多くなりました。（上位2つ）

低炭素	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設（学校や役所など）への100%再生可能エネルギー由来電力や、再生可能エネルギー設備の導入推進 ● 民間施設（住宅や事業所など）への100%再生可能エネルギー由来電力や太陽光発電設備などの導入補助
循環	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別・削減方法の周知啓発などによる、家庭や事業所から排出されるごみの削減 ● 資源回収活動への報奨金などによる、資源回収などによる資源化の支援
共生	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・学校・公共施設・道路などの緑を増やす取組の推進 ● 生産緑地や雑木林の保全、活用
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路の整備や公共交通の充実、歩道や自転車専用道路の整備による、安全・安心な交通環境の確保 ● 空き地・空き家の適切な管理の促進
協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育の推進による、将来を担う子どもたちの環境意識の向上 ● 市内の環境の現状や課題についての情報発信

2) 市民ワークショップ

■目的

- 清瀬市の環境について、現状における強み、弱みを検討してもらうとともに、これを踏まえた課題を整理する。
- 清瀬市のありたい未来（20～30年後）の姿および、これを実現するために今やらなければならないことについて考えて意見交換してもらいます。

■実施概要

アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

第1回	日時：令和6（2024）年11月30日（土） 10：00～12：00 場所：清瀬市しあわせ未来センター 2階ボールルーム 目的：清瀬市の環境について、現状における強み、弱みを検討してもらうとともに、これを踏まえた課題を整理する。	参加人数：11名
第2回	日時：令和7（2025）年3月1日（土） 10：00～12：00 場所：清瀬市役所 4階研修室 目的：清瀬市のありたい未来（20～30年後）の姿および、これを実現するために今やらなければならないことについて考えて意見交換してもらいます。	参加人数：8名



ワークショップ当日の様子

資料5. 清瀬市環境基本条例

平成 18 年 3 月 31 日条例第 4 号

私たちのまち清瀬は、武蔵野台地の北端に位置する市民都市であって、都心からわずか 25 キロメートル圏にありながら、他の周辺都市に比べ良好な農地が広く生産緑地として分布しています。

更に、武蔵野の面影を残す雑木林等の緑が数多く残り、市内を流れる柳瀬川、空堀川、野火止用水等の河川などと共に豊かな自然環境を醸し出してきました。

しかし、めざましい経済発展によって手にした豊かで便利な生活と引き換えに、空気や水の汚れ、緑の減少など、かつてない環境への負荷がもたらされるようになりました。

私たちは、豊かな緑や河川の環境など、先人から受け継いだ貴重な財産を次世代に残しながら、人と自然と都市とが共存し、すべての市民の協働のもとで、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、ここに条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、清瀬市（以下「市」という。）の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 循環型社会 資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源及びエネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を図るなど、社会経済システムにおける物質の循環を確保することにより、環境への負荷が低減された社会をいう。

(2) 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを目指して、すべてのものが協働することによって行うものとする。

3 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施するものとする。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、清瀬市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する基本的施策の方向性

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ清瀬市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての調整等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(情報の収集等)

第9条 市は、環境の保全等に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が循環型社会の形成及び環境の保全等についての理解を深めると

ともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する学習活動を推進するものとする。

(自発的な活動の促進)

第 11 条 市は、市民及び事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に努めなければならない。

(国、東京都等との協力)

第 12 条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第 13 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に必要な施策を推進するものとする。

第 4 章 清瀬市環境審議会

(清瀬市環境審議会の設置)

第 14 条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議するため、清瀬市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全等についての基本的な事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 15 条 審議会は、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

資料6. ゼロカーボンシティ宣言

清瀬市は、令和4年清瀬市議会第2回定例会における市長の所信表明（令和4(2022)年6月7日）において、ゼロカーボンシティ※を表明しました。

※ゼロカーボンシティとは

環境省では、「2050年に二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を市長が公表した地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。



東京都清瀬市長 澁谷 桂司 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で715地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣

山口 壯

第3次清瀬市環境基本計画

令和8(2026)年3月

発行 | 清瀬市

編集 | 清瀬市市民環境部環境課

裏表紙